小田原市市民ホール整備事業 要求水準書

平成 2 9 年 7 月 小田原市

総則		. 3
1.	要求水準の位置づけ	. 3
2.	要求水準の変更等	. 3
3.	関係法令・基準等	. 3
事業	概要	. 6
1.	事業の目的	. 6
2.	事業の基本方針 ~「市民ホール基本計画」について~	. 6
3.	事業スケジュール	. 7
4.	受注者の業務概要	. 7
5.	敷地条件等	. 8
6.	対象施設の概要	. 9
7.	その他	10
施設	整備	11
1.	施設整備の基本方針	11
2.	施設整備の基本性能	13
3.	施設整備の基本要件	16
3.1	土地利用·動線計画	16
3.2	建築計画	16
3.3	構造計画	20
3.4	設備計画	20
3.5	昇降機設備計画	25
3.6	舞台設備計画	25
4.	大ホール系機能	32
5.	小ホール系機能	47
6.	展示系機能	56
7.	創造系・支援系機能	57
8.	交流系機能	60
9.	管理系機能	63
10.	外構施設	65

施設整備の各業務の実施	7
1 . 共通事項	7
2. 設計業務	1
3 . 工事施工業務	7
4 . 工事監理業務	l
別表資料	3
別表1「設計業務実施時の提出書類」82	3
別表2「基本設計業務」83	3
別表3「基本設計業務成果品」85	õ
別表4「実施設計1、及び実施設計2業務」87	7
別表5「実施設計書等一覧」89)
別表6「実施設計業務成果品」91	l
別表7「設計意図伝達業務」92	2
別表8「工事施工業務実施時の提出書類」93	3
別表9「工事監理業務」95	5
別表10「その他工事監理業務」96	3
法付资料	7

総則

1.要求水準の位置づけ

(1)要求水準の目的

本要求水準書(以下「本書」という。)は、小田原市(以下「市」という。)が、小田原市市民ホール整備事業(以下「本事業」という。)について、選定された優先交渉権者(以下「受注者」という。)に対し、各業務において達成しなければならない要求水準を示すものであり、本事業の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(2)本書の位置付け

本書は、発注者が本事業に求める最低水準を規定するものであり、受注者は本書に示されている事項を満たす限りにおいて、本事業に対し自由に提案を行うことができる。また、発注者は、本書を優先交渉権者の選定過程における審査条件として位置付ける。

(3)本書の遵守

受注者は、本事業の事業期間にわたって本書を遵守しなければならない。発注者は、受注者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するため、本書に記載された事項に基づき業務のモニタリング及び改善要求を行うものとする。

2.要求水準の変更等

(1)優先適用

受注者の提案内容における水準が、本書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として、優先的に適用するものとする。

(2)事業期間中の変更

発注者は、本事業期間中に次の事由により本書の見直し及び変更を行うことがある。本書の 見直しに当たり、発注者は事前に受注者へ通知する。見直しに伴い、本書を変更するときは、 これに必要な契約変更を行う。

法令等の改正により、本事業に係る本書を変更する必要がある場合 発注者の事由により、本事業に係る本書を変更する必要がある場合 受注者による本事業に係る本書の変更提案に対して,発注者がその提案を採用した場合 その他、本事業に係る本書の変更が特に必要と認められる場合

3. 関係法令・基準等

(1)関係法令などの遵守

本事業に当たっては、関連法令などを遵守すること。

1)法令

地方自治法

建築基準法

建築士法

消防法

屋外広告物法

興行場法

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

駐車場法

水道法

下水道法

都市計画法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル衛生管理法)

食品衛生法

建設業法

労働安全衛生法

電気事業法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

大気汚染防止法

騒音規制法

- ② 振動規制法
- ② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
- ② エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)
- ② 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)
- ② 個人情報の保護に関する法律
- ② 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ② その他関連法令

2)条例等

小田原市建築基準条例

小田原市景観計画及び景観条例

神奈川県興行場法施行条例

小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

小田原市火災予防条例

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 (バリアフリー条例)

神奈川県消防条例

地区計画 (三の丸地区 地区計画、三の丸地区 地区計画 計画図)

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例

本事業においては、第3条の適用対象となった場合と同等の設備等(消防活動空地、雨水抑制施設等)を設けること。

高度地区

その他関係条例

(2)適用基準

本事業を行うに当たっては、関係法令のほか、以下の基準類を標準仕様として適用するものとする。その場合、いずれも契約締結時における最新版を使用するものとし、本事業期間中に 改訂されたときは、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

1)共通

公共建築設計業務委託共通仕様書(H21年4月改定版)H21年4月1日 国営整第173号公共建築工事積算基準(H28年版)平成28年12月20日 国営計第18号

2)建築

公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(H28年版)平成28年6月30日国営整第61号建築構造設計基準(H25年版)平成25年5月24日 国営整第39号

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説

建築工事標準詳細図(H28年版)平成28年3月31日 国営整第304号

建築物解体工事共通仕様書(H24年版)平成24年5月21日 国営整第29号

3)設備

公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(H28年版)平成28年3月2日 国営設第185号公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(H28年版)平成28年3月2日 国営設第190号公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(H28年版)平成28年3月2日 国営設第185号公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(H28年版)平成28年3月2日 国営設第190号建築設備計画基準・同要領

建築設備設計基準(H27年版)一般財団法人:公共建築協会

建築設備耐震設計・施工指針(2014年版) 一般財団法人:日本建築センター

電気設備に関する技術基準を定める省令 平成9年通商産業省令第52号

4)舞台機構・舞台照明設備

懸垂物安全指針・同解説 (日本建築センター)

吊物機構安全指針・同解説 最新年度版(劇場演出空間技術協会JATET-M-6030-3)

床機構安全指針・同解説 最新年度版(劇場演出空間技術協会JATET-M-5040-1)

演出空間用調光設備の安全基準 最新年度版(劇場演出空間技術協会JATET-L-8110-3)

劇場等演出空間電気設備指針 最新年度版(電気設備学会・劇場演出空間技術協会)

5)建築積算

公共建築数量積算基準(H29年版)平成29年3月17日 国営積第29号

公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)(H24年版)平成24年3月30日 国営計第 118-3号

小田原市公共建築工事積算基準

6)設備積算

公共建築設備数量積算基準(H29年版)平成29年3月17日 国営計第29号公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(H24年版)平成24年3月30日 国営計第118-3

舞台機構・舞台照明・舞台音響設備も上記 に準じる。

7)その他

日本工業規格(JIS)

事業概要

1. 事業の目的

本事業は、市の文化の中心として市民に親しまれながらも老朽化が進んでいた小田原市民会館 を近接地に建て替えるものであり、これまで市で展開されて来た市民の文化創造活動をより有効 な形で支援することを目標としている。

それに加えて敷地が、市のシンボルである小田原城のほぼ正面に位置するとともに国道一号に も近接する市街の一等地であることから、ここに建設される公共建築には市の都市機能をより強 化することが望まれている。

一方、少子高齢化社会の影響を受けて、市の財政事情は決して潤沢なものでは無い。さらに は、東日本大震災からの復興、東京オリンピック開催などの影響で建設費は高止まり、事業環境 としては厳しい状況である。そのため整備計画は、経済的合理性を十分に備える必要がある。

以上のような可能性と困難性を乗り越えるため、受注者には、厳しい現実を乗り越えつつ、次 世代のニーズを先取りした秀逸な環境を構築する総合的な創造力が求められている。

2. 事業の基本方針 ~ 「市民ホール基本計画」について~

小田原市総合計画「おだわらTRY プラン」や、小田原市文化振興ビジョンなどの上位計画の記載にもあるとおり、まちを舞台にさまざまな交流を生み出すことや、文化の育む創造性によって生みだされる付加価値により、「小田原という都市ブランドを高める」など、まちのにぎわいの創出に寄与する市民ホールを整備する。

(1)基本計画の位置付け

本事業は、「市民ホール基本構想」で定めた基本理念や基本方針に基づき、市民ホール建設の 具体的内容を示した「市民ホール基本計画」を整備方針として位置付けており、本事業費の上限 額内において、基本計画の実現を目指すものである。従って、「市民ホール」の整備にあたって は、「市民ホール基本計画」の考え方を実現するため、事業の基本方針として、本書を補完する 位置付けとする。

(2)ホール整備の目的

「市民ホール基本構想」時の「多様で豊かな市民の芸術文化創造活動からわきあがるクリエイティブな力と熱意が市民ホールからまちへとあふれ未来に開かれた文化都市を創造する。」という基本理念をもとに、育てる〈育成普及〉、感動を伝える〈鑑賞〉、創りあげる〈創造参加〉、集い交流する〈施設運営〉の使命を達成できるホールとする。

シンプルで使いやすく、質の良いホールを整備することを前提とし、芸術文化創造の拠点として、基本計画のコンセプトを出来る限り実現する。

文化関連施設の役割分担については、基本計画のとおり、諸施設との連携や機能分担を図ることとする。

また、中長期的な事業展開の考え方も含め、「市民ホールが担う役割」(市民ホール基本計画: P7)を概ね達成できる事業が実施できるものとする。

(3)施設計画

本書「施設整備」にて後述。

(4)管理運営

平成26年4月に策定した「芸術文化創造センター管理運営実施計画」の考え方を基本とし、市 民参加を含めた事業のあり方や、施設提供、運営の考え方を参考に整備すること。

(5)整備推進方針

敷地計画、三の丸地区の整備等については、基本計画の内容を基本とする。

3. 事業スケジュール

本事業の参考スケジュールを【別添1】小田原市市民ホール整備事業 スケジュール(案)に示す。

4. 受注者の業務概要

(1)対象施設の概要

	設計業務	工事施工業務	工事監理業務
本施設			
外構		-	
備品		-	-

: 受注者の行う業務

(2)設計業務

- 1)基本設計業務、実施設計業務1、実施設計業務2 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、舞台設備工事、解体工事、 外構工事、備品
- 2)意図伝達業務
- 3)施工計画、コスト管理

(3)工事施工業務

1)新築工事

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、舞台設備工事一式

2)解体工事

既存躯体の解体撤去工事一式

(4)工事監理業務

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、舞台設備工事、解体工事、 外構工事

5. 敷地条件等

敷地の基本的な条件について以下に示す。

詳細は、関連書類一覧 3.敷地関連資料及び 4.その他参考資料を参照するとともに、インフラの状況等を含め、受注者においても適宜確認を行うこと。

項目		内容	参照
所在地		小田原市本町一丁目138番6ほか	
計画敷地面積		約9,720㎡(取得予定地を含む)	【資料3-1】計画敷地図
地域・地	地区	用途地域:商業地域	【資料3-2】都市計画関連資
		防火地域:防火地域	料
		高度地区:第4 種高度地区(最高の高さ:	
		31m、前面道路(市道0003)からの高さ制	
		限)	
		三の丸地区地区計画	
指定建作	ペい率	80%	
指定容積	積率	400%	
道路	西側	市道0003(お堀端通り)	【資料3-1】計画敷地図
		幅員 14.29~16.37m	
	東側	市道2693	
		幅員 4m	
	南側	市道2693	
		幅員 4m	
上下水	道	上水道供給・公共下水道処理区域	【資料3-3】インフラ現況図
電気		東京電力管内	
ガス		小田原ガス管内	
地盤・ヨ	現況	現状更地。一部地中に既存建物有り	【資料3-4】地下埋設物関連
			資料
			【資料3-5】地質調査報告書
浸水想定		浸水想定区域外	【資料3-6】神奈川県津波浸
			水想定図
その他		・北東の部分は、敷地境界線から5mを敷地	【資料3-2】計画敷地図
		内通路とし建物を計画しないこと。	
		・市道2693と隣接する敷地は、敷地境界線	
		から1.4mを敷地内通路として計画するこ	
		٤.	
		・南側敷地一部は、平成29年度取得予定。	
		埋蔵文化財包蔵地、駐車場整備地区、景観	【その他参考資料】
		計画重点区域(小田原城周辺地区)	埋蔵文化財調査済

6.対象施設の概要

(1)施設規模

本施設の建物規模は、受注者の提案によるとする。

(2)施設構成

本施設の主な機能・諸室等の構成は、下表のとおりである。

機能	諸室等	
大ホール系	客席 客席、多目的室(親子室)等	
	ホワイエ	大ホールホワイエ、主催者控室、レセプショニスト控室、ホワ イエ備品庫、鑑賞者用トイレ等
	舞台	舞台(主舞台・側舞台)、オーケストラピット、舞台備品庫、 ピアノ庫、照明音響備品庫、調光盤室、アンプラック室、大ホ ール荷捌き等
	技術	調光操作室、音響調整室、映像投影室、フロントサイドライト 投光室(上手・下手)、第1シーリングライト投光室、フォロ ースポットライト投光室、第2シーリングライト投光室、ライ トブリッジ等
	楽屋	小楽屋、中・大楽屋、楽屋口・楽屋事務室、楽屋倉庫、楽屋トイレ、楽屋シャワー室、アーティストラウンジ、グリーンルーム、洗濯・乾燥室、出待ちスペース(上手・下手)、給湯室、廊下・階段等
小ホール系	舞台・客席	舞台・客席、技術ギャラリー等
	ホワイエ	小ホールホワイエ、多目的室、ホワイエ備品庫、鑑賞者用トイレ等
	舞台	舞台備品庫、ピアノ庫、機構制御盤室・調光盤室・アンプラッ ク室、小ホール荷捌き等
	技術	機構制御盤・調光盤・アンプラック室等
	楽屋	小楽屋、中・大楽屋、楽屋口兼楽屋事務室、楽屋トイレ、楽屋 シャワー室、洗濯・乾燥スペース、給湯室、廊下・階段等
展示系	ギャラリー、ギャラリー準備室、ギャラリー荷捌き等	
創造系・ 支援系	中スタジオ、小スタジオ1・2・3、更衣室、トイレ、シャワー室、給湯室、備 品・楽器庫等	
交流系	オープンロビー、情報コーナー、カフェ等、利用者用トイレ、授乳室等	
管理系	管理事務室(中央監視機能含む)、スタッフルーム、多目的室、舞台スタッフ室、清掃員控室、更衣室、トイレ、給湯室、ごみ置き場、警備員控室、電気室・機械室等	

その他、倉庫などの必要諸室を適宜計画すること。

7. その他

なお、本事業を進めていくうえで想定されるリスクについては、【別添 2 】リスク分担表を参 照すること。

施設整備

1. 施設整備の基本方針

以下の8項目をバランスよく満たした計画とすること。

(1)芸術文化創造の拠点 ~芸術文化活動の中核として市民に愛され利用される施設 ~

中心市街地という恵まれた条件や、歴史的・文化的な環境を生かし、市の芸術文化活動の拠点として、気軽に集い活動できる施設とする。また、活動内容及びその時代に適した媒体に、対応できる配慮を行う。

(2)機能的で使いやすい施設~芸術文化の多様性や将来の可能性への対応~

芸術文化活動や交流活動を積極的に展開するため、それぞれの活動特性に配慮した施設計画とする。

大ホールは多くの市民が優れた芸術文化を身近に鑑賞することを主たる目的とする一方で、市民の芸術文化活動の発表の場であることも目指すものとする。小ホールは、市民が、音楽・演劇・イベント等の多様な使い方を楽しめる空間とした上で、プロの公演にも対応する計画とする。ギャラリーは、芸術作品が適切な状態で展示され、人々が気軽に楽しめるものとする。創造支援系施設は、日常の活動を支援する、機能的な配置とする。それらを繋ぐオープンロビー等は、カフェ等や情報コーナーを配置し、にぎわいづくりのために利用する計画とする。さらに、各機能の相互利用を可能にする等、柔軟な施設運営が行える配慮を期待する。

(3)人にやさしい施設~誰もが快適で安心して利用できる~

障がい者・高齢者・子ども・妊産婦・子ども連れの方など、誰もが快適で安全に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの精神に則って、すべての人に対して安全で使いやすい施設となるよう配慮する。特に、少子化社会に配慮し、次世代にやさしい計画とする。

(4)にぎわいの創出~気軽に訪れることのできる親しみやすさと回遊性の向上~

周辺地域と連携し、芸術文化活動を通じたまちづくり、地域づくりの拠点となり、周辺地域をはじめとする市域全体の活性化やにぎわいを生み出していくことを目指した施設とする。従って、人々が日常的に集うことが可能で、内部のにぎわいを外部からも感じられる空間とする。周辺の都市機能を繋いで回遊性を高めるような機能を期待する。特に、お堀端通り沿いについては、芸術文化活動や関連した活動などが可能な広場的外部空間を設け、にぎわいが創出されるような空間性が求められる。

(5)景観への配慮~立地を活かした景観の形成~

箱根連山を背景に、市のシンボルである小田原城跡を正面に臨む恵まれた敷地環境は、本事業が「小田原市景観計画」の規範的役割を期待されていることを示す。

従って、建築物の壁や屋根を低彩度の落ち着いた色調とすることや、経年的な落ち着きや表情を醸し出す素材を採用する等の工夫が求められる。特に、お堀端通り沿いには、十分な広場を設け、沿道空間に圧迫感を与えないため、高さやボリュームを抑えるように配慮する。

また、周辺の植栽等を含めたランドスケープデザインを検討することにより、歴史的で自然

豊かな空間と一体となった、落ち着きが感じられる快適な景観を形成することが使命となる。

(6)環境との調和~環境負荷の少ないまちづくりへの貢献~

環境負荷の少ないまちづくりをうたった「小田原市環境基本計画」に基づいた施設整備計画 とする。施設の長寿命化などを検討し、省資源・循環型社会を目指したまちづくりに貢献でき る計画とする。

また、敷地内に植栽を施し、都市の温暖化を抑制するとともに、緑あふれる都市環境を創出することで、身近な自然とのふれあいを目指したまちづくりに貢献できる計画とする。

(7)防災対策 ~十分な防災対策と運用~

平成23年3月11日の震災を機に、防災対策への市民の意識が高まっており、市民ホールも防災機能を高めていくことが求められる。多くの人が集まる施設であることに配慮して、災害時、安全に利用者が避難できるような計画が必要となる。さらに、天井などの非構造部材も含め、高い耐震性能の確保し、一時的な避難施設としても活用できるような施設計画とする。また、災害後も中核機能が保全される計画とする。

(8)コストへの配慮~中長期的視点~

厳しい経済環境に留意し、ライフサイクルコスト(LCC)の低減にも配慮した計画であることが求められる。計画的なメンテナンスや予防保全が適切に行いやすく、いつでも機能的で安心・安全なホールとしての品質を保ち、芸術文化の表現活動を制約しない場を実現することが求められる。

2. 施設整備の基本性能

以下に示す施設の基本性能を確保し、各分野が整合し、バランスのとれた合理的で機能的な施設を整備する。

<基本性能一覧表>

分野	項目	概要
社会性	地域性·	・小田原城を活かした魅力ある景観形成を図ること。
	景観形成	・城址周辺の歴史的・自然的な空間と一体となった、落ち着き
		のある快適な景観を形成すること。
		・お堀端通りでは、低層部のにぎわいを創出し、明るく開放的
		な景観を形成すること。
		・お堀端通り側には、十分な広場空間を確保し、建築物が街路
		に圧迫感を与えないように配慮し、また、敷地内に樹木等を
		積極的に配置することで、まちに潤いや安らぎを与えるとと
		もに、まちなみの連続性に配慮すること。
		・お堀端通り側の馬出門に面した部分については、小田原城の
		正規登城ルートである大手筋に位置するため、十分な広さの
		広場を整備すること。また、その広場空間は、アート活動や
		イベントを行うことができるように工夫することで、まちに
		にぎわいを生み、中心市街地の活性化へ寄与するとともに、
		災害時の避難や活動のための空間としても活用できるよう計
		画すること。
		・近隣の住宅環境等を考慮しながら建築物のボリュームや配置
		を検討し、生垣やフェンスなどを設置すること。
	地区計画	・高度地区(第4種高度地区、最高の高さ:31m、前面道路
		(市道 0003)からの高さ制限)
		・三の丸地区地区計画
環境保全	環境負荷低減	・施設の長寿命化に配慮し、将来的な建替え、解体も含めた総
		合的な環境負荷低減が図られること。
		・施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物が削減さ
		れ、適正使用・適正処理が図られること。
		・人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮したエコ
		マテリアルの建設資機材が選定されること。
		・施設が消費するエネルギーを抑制し、自然エネルギーや資源
		の有効利用が図られ、総合的に環境負荷が低減されること。
	周辺環境保全	・施設建設や、建物・設備等による騒音・振動、風害及び光害
		の抑制など、周辺環境及び生態系へ及ぼす負の影響が低減さ
		れること。

		-
安全性	機能維持	 ・施設の地震災害及び二次災害に対して、構造体、建築非構造部材、建築設備等の安全性が確保されること。 ・火災に対して、人命、財産・情報における耐火、初期火災の拡大防止及び火災時の避難の安全が確保されること。 ・水害に対して、人命などの安全が確保されること。 ・風や落雷に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られること。 ・常時荷重による構造体に使用上の支障が生じないこと。 ・ライフラインが途絶した場合でも、一定の機能維持が図られること。 ・外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、利用者の
		プライバシー、セキュリティが確保されること。
機能性	利便性	・目的や利用状況等に応じた移動空間及び搬送設備が確保され、移動等が円滑かつ安全に行えること。 ・可動部や操作部の安全性が確保されること。
	ユニバーサル	・車いす使用者や、視覚・聴覚障がい者をはじめ、すべての利
	デザイン	 用者ができる限り円滑かつ快適に施設を利用できること。
	室内環境	 ・用途に応じた各種騒音への対策や遮音性など必要となる音環境が確保されること。 ・用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光など必要となる光環境が確保されること。 ・用途に応じた温湿度の設定や空調ゾーニングなど必要となる熱環境が確保されること。 ・用途に応じた換気や空気清浄度の確保など必要となる空気環境を確保できること。 ・利用者の健康等に悪影響を与えない衛生環境が確保されること。 ・人の動きや設備、交通、風による振動により不快感を与えることのないよう性能が確保されること。 ・必要な通信機能等に対応した情報処理機能が確保されるこ
	IH +IX I U.X.) //U	と。
経済性	耐用性	・ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理的な耐久性が確保されること。 ・社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保すること。

維持保全	・清掃、日常点検、保守点検(法定点検)等、維持管理が効率
	的かつ安全に行えること。
	 ・材料や機器等の更新が経済的かつ容易に行えること。
	 ・地域性を考慮し、外装・設備機器の選定等にあたっては、塩
	害に配慮した計画とすること。

3. 施設整備の基本要件

以下に示す要求水準とともに、【別添3】各室リスト等の内容を踏まえた施設整備計画とすること。

3.1 土地利用・動線計画

敷地に対し、本施設を機能的な動線計画となるよう配置するとともに、外部空間との連続性を重視し、光と風を建物内に取り込むなど自然を感じられる計画とする。

小田原駅から本施設に訪れる利用者に十分配慮した動線計画とする。

ホールの舞台部分(フライタワー)については、できるだけ周辺地域に配慮してゾーニングするものとし、日影の影響や圧迫感の軽減に努める。

西側道路(市道0003)境界より20m程度の範囲は、周辺の景観やにぎわいの醸成に配慮したオープンスペースを配置する。

駐車場への動線(IN・OUT)は東側からのアクセスを主とする。東側及び南側の道路(市道2693)の幅員4mの区間からの敷地への車両アクセスは不可とする。また、交通や搬出入に伴う騒音等、近隣への配慮を行う。

テレビ中継車の駐車場所等が、敷地内の他の通行等により影響を受けないよう配慮する。 観光バス・高齢者・障がい者が、一時的な乗降のみの利用ができる計画とする。

徒歩や自転車による来館者のアクセスに配慮した配置計画とする。また、建物への各出入口付近に利便性に配慮して駐輪場を分散配置する。駐輪スペースとして確保できることを前提に、舗装や芝生スペースとする計画も可とする。

3.2 建築計画

(1)平面・動線計画

大ホール系機能、小ホール系機能、展示系機能、創造系・支援系機能、交流系機能、管理 系機能・その他を構成する諸室の特性を把握し、機能性、利便性に配慮した平面計画とす る。

大ホール系機能と小ホール系機能は、それぞれが主催者や観客にとって利用しやすい配置、 動線計画とする。大ホール系機能は、主催者が駐車場から楽屋エリアへアプローチしやすい 計画とする。

展示系機能は企画(市民)展示を行うことで、市民が恒常的に集い、にぎわいの創出に寄与するとともに、そのにぎわいが周辺にもあふれ出るような配置計画とする。

創造系・支援系機能は、使いやすいゾーニングとなるよう配慮し、各室での練習や活動状況が室外からも見えるような工夫を行う。

創造系・支援系機能は、大ホール、小ホール、ギャラリーのバックヤードとしての使用が 可能な計画とする。

大ホール系機能、小ホール系機能及び展示系機能は、搬入等を含めてバックステージ側で 運営に齟齬の無い配置とし、主催者が各エリア間を移動でき、演技やリハーサル等に利用 しやすい計画とする。(楽屋を使用する人のルートと大道具搬出口ルートがクロスしない 計画とする。)

メインエントランス以外に、駐車場からのサブエントランスを設置するなど、効率的なア

クセスが可能な計画とする。

施設内動線はすべての利用者が安全で円滑に移動できるよう配慮する。特に、大ホールや 小ホールなど大勢の利用客が集中するエリアは、日常から分かりやすい動線とし、直感的 に外部へと出ることのできるような配慮を行い、緊急時の避難等がスムーズに行えるよう、 十分に配慮する。

階段や廊下等の移動空間は、明解で利用しやすい計画とする。

各機能のゾーニング、利用形態を踏まえた位置に、適切な基数・仕様の昇降設備を計画する。大ホールの各階席ホワイエに至る一般用の昇降設備を設置する。荷物用についても、計画に応じて必要な仕様の昇降設備を設置する。

バックヤードにおいて、各機能間で楽器や大道具が移動できる計画とする。

施設全体を有効かつ効率的に活用できる計画とする。後述の各室計画において、適宜と示された機能については、単独の室として設ける以外に相互利用を想定した計画とすることも可能とする。相互利用を想定する場合は、各機能の利用形態・利用時間に適した配置及び動線となる様に十分配慮した計画とする。

(2)階層・断面計画

各機能の特性を踏まえた、利便性に配慮した機能的な階層構成とする。 諸室の特性に応じて、快適性や合理性を備えた階高設定、断面計画とする。

(3)外観・立面計画

市のシンボルである小田原城を正面に臨む歴史的環境を生かした質の高い都市景観を形成する。

芸術文化の拠点としてふさわしく、公共施設として良好な景観形成をリードする外観計画とする。

周辺環境に配慮し、凹凸の変化や色彩・素材の変化、開口部の大きさや位置など、ボリュームデザインの工夫を行う。

ホールの舞台部分(フライタワー)は、舞台上部のスノコ部分として必要なスペース以外のボリューム(両サイド)を低くするなど、高さ等による圧迫感を軽減する工夫を行う。 外観は、年月を経て風合いが増すなど、素材感を活かした飽きのこないデザインとなるよう工夫し、まちに溶け込むような計画となるよう配慮する。

(4)外装計画

外壁及び外装は、ホール等の室内外への十分な断熱・遮音対策を行う。

西日(日除け)・舞台おろし(ドラフト)対策など室内環境に配慮した計画とする。

周辺環境に配慮した開口部の構成とし、近隣建物への開口部には、施設側からの目線対策 (覗き込み防止)を行う。

外装材は、気候の影響や経年劣化などを考慮し、維持管理に配慮した長期的に機能及び美観が保たれる計画とする。

(5)内装計画

内装仕上は、素材感や色あいの工夫など、空間特性にふさわしい計画とし、場所に応じて 居心地のよい雰囲気・イメージづくりに努める。

仕上材は、各機能、諸室の用途、特性や使用頻度等に応じた計画とし、美観や維持管理面 に配慮した適切な材料を選定する。

人が触れる範囲の仕上材については特に留意し、傷や凹みのしにくい材料や、傷みが気にならないような材料選定、定期的な修繕のしやすい汎用性のある材料を用いるなどの配慮を行う。

使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物などの化学物質を含むものを極力避け、 環境面や改修時への対応にも配慮する。

廊下、階段、スロープ等の床材には、スリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行う。 特定天井とならないホール等の大空間における吊天井等についても、落下防止など十分な 安全対策を行う。

木質化に努めること。

(6)サイン計画

サイン計画全般として、分かりやすさ (ユニバーサルデザイン)及びデザイン等に配慮した計画とする。

外部からの主要動線からも視認できる位置に、施設名称を知らせる館名サインを設置する。 小田原駅から本施設までのルートや、周辺主要道路の各所における誘導・案内標識につい て、道路管理者等関係機関と調整の上設置する。(別途工事)

各室の入口等に室名サインを設置する。必要に応じて「使用中」の表示や「関係者以外立 入禁止」等を明示する。また、増設や取替えが容易にできるよう配慮する。

オープンロビーなど主要な場所に、施設の全体構成を示すフロア案内サインを設置する。 オープンロビーや施設内動線の主要部に、大ホール及び小ホールへと利用者を一目で誘導 できる分かりやすい案内サインを設置し、多数の観客が詰まることなくスムーズに流れる よう配慮する。

施設内の諸室やトイレ等へと利用者を案内する誘導サインを、ロビーや廊下等の主要な部分に設置する。

主要なサインで表示する言語は、2ヵ国語(日本語、英語)に対応したものとする。

(7)環境配慮計画

廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用も促進し、建設工事において もリサイクル資材の活用に配慮する。

日影や風害による歩行者や周辺地域への影響に配慮する。

建物から日光の反射による周辺地域への影響に配慮する。

周辺環境に十分配慮し、設備機器や車両から日常的に発生する騒音、振動、排ガスなどを低減する計画とする。

(8)防災安全計画

地形、地質、気象等の自然的条件による災害を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保する。

施設機能に支障をきたすことのないよう浸水対策を講じること。特に、地下室等を設ける場合は、浸水・冠水について十分に配慮する。

多数の来館者を安全に避難誘導できる計画とする。

津波発生時の一時避難所として指定される予定であり、災害時の一時避難所として活用できる計画とする。

不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点から安全管理に配慮した計画とする。 緊急車両の寄り付きに配慮する。

バルコニー、階段等については、落下防止に配慮した計画とする。

建具等ガラスについては、自然災害や不慮の事故等によるガラス破損時の飛散・落下による危険防止に配慮した計画とする。

(9) ユニバーサルデザイン

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例を遵守する。

多目的に利用できるトイレとして、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に規定されるみんなのトイレ(以下「みんなのトイレ」という。)を施設内に分散して配置する。各室の扉は各エリアの機能に支障のない範囲で引戸を採用するなど、誰もが利用しやすいものとする。また、車いす使用者などにも配慮し適切に自動ドアを設ける。なお、車いす使用者・衣装を着用した演者・楽器運搬等の出入りのための扉の有効開口幅は1.2m以上とする。

ガラス壁面などの場合には、衝突防止など安全への配慮を十分に行う。

災害などの緊急避難時に、聴覚障がいがある人に視覚情報の表示で誘導できる措置を行う。

(10) ライフサイクルコストの低減

施設を建設するイニシャルコストだけでなく、維持管理費を含めたランニングコストも考慮し、トータルでライフサイクルコストの低減を図る計画とする。

施設の長寿命化を図る計画とする。

修繕や更新は長期修繕計画に基づき実施する計画とし、ライフサイクルコストの低減を図る。

設備更新の搬入経路の確保を行うなど建築及び設備の更新、修繕を容易に行える計画とする

再生可能エネルギーの活用や省エネルギー機器の採用などにより、維持管理費の節減を考慮する。

漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上げ材の剥離、膨れ、乾湿の繰り返しによる不具合、結露に伴う仕上げ材の損傷等が生じがたい計画とするとともに、修理が容易な計画とする。

利用者が利用するスペースにある器具類等は、十分な破損防止対策を行ったうえで、交換が容易な仕様とする。

耐久性や信頼性の高い材料や設備を採用するなど、維持管理費低減が図れるものとする。

3.3 構造計画

(1)耐震性能

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」に基づく耐震安全性の分類として、構造体: 類、建築非構造部材:B類、建築設備:乙類以上の耐震性能を有する計画とする。

(2)構造計画

建物は、建築・空間計画と整合したバランスのよい合理的な架構形式、部材を選定する。 基礎構造は、敷地の地盤特性を踏まえた適切な工法・基礎形式とし、地盤沈下や液状化等 の影響がないよう配慮する。

各エリアの特性に基づく荷重条件に対して、十分な耐用性を備えた構造とする。

(3)耐久性能

躯体の耐久性能は、大規模補修が不要な期間として、65年以上となるよう計画とする。(建築工事標準仕様書/同解説JASS5鉄筋コンクリート工事(日本建築学会)に定める計画供用期間において「標準(大規模補修不要期間65年)」以上の耐久性能を確保する。)

(4)騒音・振動対策

ホール等の利用により、他の施設部分への騒音や振動の影響を与えないよう、大ホールと小ホールの間にはエキスパンションジョイントを採用し、構造的に十分な対策を講じる。

3.4 設備計画

(1)基本事項

施設のもつべき性能が十分に確保され、周辺環境に対しても十分に配慮した計画とする。 設備方式の選定は、環境保全・安全性・機能性・経済性等について、総合的に判断するこ と。

設備スペースの大きさについては、主要機器・付属機器類の設置スペース、保守管理スペース、機器の搬入・搬出スペース等に留意し計画を行う。

主幹線や主幹配管については、保守性や更新性を考慮した適切な経路・空間を計画する。 ランニングコストの低減に配慮し、省エネルギー、省資源、地球環境及び周辺環境に考慮 した計画とする。また、配管については系統別に色分け表示を行うなど、維持管理や更新 性、メンテナンス性に配慮した計画とする。

中央監視方式とし、主要な設備機器は、管理事務室内で一括管理することが可能な計画とする。

遮音や振動に十分配慮し、大ホール系、小ホール系、展示系及び創造系・支援系機能諸室 との同時稼働に影響のないようにする。

大ホール及び小ホール、ギャラリーのNC値をはじめ、全体として各室の運用時の静けさを十分に実現する。

舞台各設備との整合に配慮し、特に、各種設備のインバーター制御による高調波ノイズが

音響設備に影響しないよう計画する。また、設備機器が発する騒音・振動の制御及び機器・配線からの電気的な発振の影響が音響設備に出現しないための配置位置や配線ルート等に配慮した計画とする。

付帯事業に係る部分(カフェ等、自動販売機など)には、電気や水道の子メーターを設置する。

建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づきダクト・配管等の耐震施工を行うととも に、設備機器の転倒防止・落下防止対策を万全に行う。

(2)電気設備

1)受変電設備

電気室に受変電機器等を設置し、受電・変電を行う。

インバーター制御等による高調波の発生に対し、機器対応を含め、施設に影響が及ばないように計画する。

電気室は保守性や将来の更新に配慮した計画とする。

舞台設備専用の電源・接地は別にするなど、負荷系統に適した計画とする。

2) 自家発電設備

災害時停電や計画停電時等に対応するため、自家発電装置を装備する。各関連法令に定めのある機器類や施設の限定機能維持のための重要負荷に対する非常電源として運用する。 なお、自家発電装置は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び解説に準拠した発電能力・稼働時間を決定する。

災害発生時には一時避難施設として運用するため、管理事務室の機能維持に必要な電気設備・機械設備を備える。

移動電源車の接続対応が可能な計画とする。

3)電灯コンセント設備

非常照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置する。

可能な限りLED照明を全面的に採用する。

省エネに配慮し、初期照度補正機能・明るさセンサー(制御コントローラー付)とする。 照明器具等は汎用品を使用し、交換・清掃がしやすいように工夫する。

各室の設計照度は、JIS等の基準に準拠して決定する。

外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。

大ホール及び小ホールの誘導灯等の消灯は、調光操作室等からの信号装置により行う。

大ホール・小ホールの客席照明は舞台照明と一体となった調光装置付とする。なお、照度 設定は、パンフレットが読める明るさとする。

各室の利便性に応じた回路構成とし、照明設備の点灯点滅方式は維持管理・運営業務に配慮したものとする。

各室のコンセント数は、建築設備設計基準に準拠して決定する。なお、大ホール、小ホールの舞台ゾーン(ホワイエ、バックステージ)は、電源回路や容量に余裕を持たせる方針とし、多様な使い方をはじめ、清掃・保守管理及び電源が必要な什器備品の設置に十分配慮する。

将来の改修工事を見据え、配管及びケーブルラック等の予備スペースを適宜見込むこと。

4)動力設備

空調・給排水・その他動力が必要な設備への電源供給を行う。動力制御盤は、原則として 各機械室内に設置する。

5)電話・テレビ共同受信・情報通信・インターホン・防犯・火災報知設備

(ア)構内電話設備

管理事務室に外線電話を設置する。

建物内各室に内線電話を設置する。

必要箇所に公衆電話を設置する。

大ホール及び小ホールの舞台袖や各楽屋の他、創造系・支援系機能諸室に内線電話を設置 する。

(イ)携帯電話設備

携帯電話については、全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行う。ただし、大、小ホール内では公演中に携帯電話が使用できないように携帯電話等機能抑止装置を設置し、携帯電話着信音等が鑑賞の妨げとならないように配慮する。

(ウ)テレビ共同受信設備・防災行政無線受信設備

ケーブルテレビによる受信方式とし、各室直列ユニットまでの配管配線を行う。

将来対応として、防災行政無線の個別受信機及びアンテナに対応可能な受け口及び配管を 設置する。

(エ)テレビ電波障害防除設備

テレビ電波障害調査を実施し、本事業にともない、近隣に電波障害が発生した場合は、本事業にてCATV等による電波障害対策を行う。

(オ)構内情報通信網設備

施設利用者にWi-Fi・インターネット環境を開放するため、各所に無線LANアクセスポイントを設ける。

管理系機能エリアについては、有線LANを設置する。

(カ)インターホン設備

舞台業務連絡用としてインターホン設備を設ける。

倉庫・ピアノ庫などの閉じ込め対策として、管理事務室とのインターホン設備を設ける。 インターホン設備は、呼出音を切ることのできる機能を有するものとする。

みんなのトイレ等に非常呼出設備(点滅による呼出)を設け、管理事務室に通報する。

(キ)防犯設備

建物出入口は、常時出入りの監視を行うことができる設備を備える。その他、防犯設備、 監視設備等を適切に設置する。

(ク)火災報知設備

関連法令に基づき設置する。

6)電気時計設備

親時計を管理事務室に設け、施設内要所に子時計を設置する。

大小ホールには休憩表示機能を設け、電気時計と連動させる。

大小ホールの舞台袖や調整室等については、黒地に白表示で時刻が分かりやすい静音型の

時計とする。

7)放送設備

関連法令及び施設内案内用に非常放送兼用の放送設備を設置する。また、BGM放送についても考慮する。

主要機器は、管理事務室に設置する計画とする。

8)映像・音響設備

ホールにおけるテレビ中継(持込み客席操作卓(照明・音響)等)に対応した、電源・アース・音響及び映像回線設備を設けるとともに、中継車駐車位置から舞台及び客席に至る 仮設ケーブルを敷設するための貫通口及びケーブルフックを設ける。また、外構について も考慮すること。

9)誘導支援設備

ユニバーサルデザインの趣旨に基づいて、障がい者等のための誘導支援システムを設置し、 利用者が施設内を円滑に利用できるようにする。

大ホール及び小ホールについては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、 難聴者支援装置を設置する。

10)警備用監視カメラ設備

監視カメラを、各出入口、エントランスロビー、ギャラリー、ホワイエ、外構の主要部分及び一般利用と管理エリアの境界部分など、管理運営上必要な場所に適宜設置し、録画機能を備えた監視モニターを管理事務室に設置する。但し、機器設置は別途工事(リース対応)とし、設置位置の計画及び空配管設置を計画する。

大ホール・小ホールの映像モニターを警備用に利用することは可能とするが、その場合は、 警備用監視カメラシステムと共用が可能なシステムを構築し、責任分界点が明確となるよう に計画する。

11)構内通信線路設備

通信の引込みに関する配管を埋設方式にて行う。インフラ引込み管の位置、高さ、形式は、 長期の地盤沈下及びメンテナンス・改修のしやすさに配慮する。

12)構内配電線路設備

電力引込み及び外構に関する配管配線を行う。なお、配管は埋設方式とし、将来の改修をスムーズにするため予備配管などを設ける。

(3)機械設備

1)空調設備

各室の用途に応じ、省エネルギー・室内環境を考慮した最適な空調システムを受注者にて 提案すること。

ホール、ギャラリー、吹抜け部分等の大空間は、人の居る空間が快適な環境となるよう、それぞれの室特性に応じた空調システムを受注者にて提案すること。

管理事務室内の中央監視設備により、各部屋の機器の発停及び温湿度管理ができるようにする。また、各室内においても、室内の使用状況を想定し、パターン運転や機器の発停及び温湿度管理ができる計画とする。

ホールの舞台袖で客席部分と舞台を個別に温湿度管理ができる計画とする。

舞台等での仕込み・撤去と本番上演、負荷の大きな変動、時間外使用等の特殊な使い方に 効率よく対応できる計画とする。

舞台上は、コールドドラフトの防止をはじめ幕ゆれの防止等の良好な環境を確保し、舞台 上演や演奏及びそれらの演出等客席での鑑賞に支障のない計画とする。

空調設備のインバーター制御による高調波ノイズによって音響設備等に影響が出ないよう に空調設備として十分に対処する計画とする。

ホール客席における気流による不快感に配慮した吹出し口配置とする。

ホールの客席や舞台、楽屋、調整室、創造系・支援系機能諸室においては、空調運転時の 静けさを確保する。

ホールの楽屋、控室及び各調整室は、室内の使用状況を想定し、パターン運転や個別に冷暖切替・温度調整ができる空調システムとする。

コンクリートシャフト・ピットを設ける場合は、容易にメンテナンスできる配慮をする。

2)換気設備

居室には24時間換気対応の換気設備を設置し、その他の諸室についても必要に応じて換気 設備を設置する。なお、方式については受注者の提案による。

3)自動制御設備

制御状態や計測値が遠隔監視・記録可能なデジタル方式とする。

4)熱源設備

冷房熱源、暖房熱源、給湯用熱源のシステムについては、施設運営を考慮してエネルギー・燃料の種別を含め、受注者の提案による。提案にあたっては比較検討資料を提示すること。

5)給排水衛生設備

(ア)給水設備

給水系統及び配管材料は、ライフサイクルコストの低減への配慮を踏まえ、受注者の提案によるものとする。なお、接続については、小田原市の水道局等と協議すること。

受水槽には、感震器連動の緊急遮断弁及び非常用給水栓を設ける。

(イ)排水設備

排水系統及び配管材料は、ライフサイクルコストの低減への配慮を踏まえ、受注者の提案 によるものとする。なお、接続については、小田原市の下水道部等と協議すること。

(ウ)衛生器具設備

便器は洋便器を設置し、温水洗浄便座を適宜設置する。また、高齢者、障がい者、幼児に も使いやすい器具を採用し、節水型の衛生器具・水栓を使用する。

小便器は電源式の個別感知洗浄方式とする。

洗面所・手洗い等の水栓は電源式の自動水栓・自動水石鹸とし、適温給湯が可能なものと する。

トイレの洗面所にはハンドドライヤーを備える。なお、騒音に配慮すること。

女性用トイレには擬音装置を設置する。

トイレの洗面台・小便器には、傘・杖掛けを設置する。

(工)給湯設備

楽屋、トイレ、シャワー室、給湯室、その他必要各室に給湯するため、受注者の提案による方式にて給湯設備を設置する。主要な配管材料について受注者にて提案すること。 特に、大ホール及び小ホールの中・大楽屋の洗面台の給湯設備は、同時使用を考慮し、十分な容量を確保する。

(オ)ガス設備

受注者の提案によるものとする。

(力)消火設備

消防法や条例など各種法規に準拠した消火設備を設ける。

6)その他設備

(ア)厨房設備

カフェ等に設ける厨房設備は、テナント工事(臭気対策含む)とし必要なインフラ供給(区画内突出しキャップ止めまで)を行う。

(イ)自動体外式除細動器(AED)

共用エリア内にAEDを1台以上設置する。また、施設の雰囲気に配慮し、標識等により設置場所を誘導・明示するなどAEDを備え付けていることを明示する。なお、AED本体はリースとする。

3.5 昇降機設備計画

一般用のエレベーターは、前面をガラス張りとするなど、開放感のあるものとする。 エレベーター内に防災用備蓄キャビネットを設置する。

乗用エレベーターは全て、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に対応する。 録画機能を備えた防犯カメラを設置する。

楽器など運搬に支障のない計画とする。

3.6 舞台設備計画

(1) 大ホール舞台設備

音楽はもちろん本格的な舞台芸術作品の上演が可能なプロセニアム形式の舞台を持つ、 多目的な利用を想定したものとする。後述、4大ホール系機能(1)基本事項に則った設備とすること。なお、高度な演出や大音量を必要とする場合は、持込対応とする。

1)舞台機構設備

(ア)基本方針

プロセニアム形式とし、ポータルで可変出来るものとする。

吊物配置計画においては、演出の自由度を第一に考えた計画とする。

建設時における最新の機器を選定することを基本とするとともに、機能の将来的な拡張性や柔軟性を備えた計画とする。

安全性・操作性に十分に配慮した計画とする。

設備の駆動時等の静粛性に配慮した計画とする。

更新性、メンテナンスの容易性を考慮し、かつ、ランニングコストの低減に配慮した計画 とする。

舞台への入退場を考慮し、舞台下手に仮花道を設置する。また、上手への設置も検討を行う。

(イ)吊物機構設備

<吊物バトン>

【別添7】大ホール舞台吊物機構設備リストに記載の仕様を参考として、受注者の提案によるものとする。

設備の駆動時等の静粛性に配慮する。

道具バトン類・照明バトン・ライトブリッジ・諸幕用バトン類・音響反射板等で構成し、 上部全電動方式とする。主に舞台上部と客席前部上部に設置する。

持込ラインアレイスピーカーのための吊り点を確保すること。チェーンモーター等は、持 込対応とする。

<音響反射板>

音響反射板は、舞台上の生音の響きをすべての客席に明瞭に届けるため、反響に最適な材質・質量・反響面角度などを検討した音響設計とする。

舞台上の出演者が、天井や側面からの初期反射音を明瞭な状態で聞き取れるようにする。 音響反射板の可動については、養生や重量バトンのフックがけ等の作業をできるだけ少な くし、少人数で安全かつ迅速に設置・収納が可能なシステムとする。機構の方式と設置・ 収納時間を受注者にて提案すること。

音響反射板の出入扉は、下手側に1箇所以上確保し、フルコンサートピアノがスムーズに 出し入れできる計画とする。

音響反射板は、コンサート時の舞台部と客席部の音のつながりをよくするため、可動式音響反射板の天井高を十分確保する。

<幕設備>

緞帳、引き割り緞帳、文字幕、袖幕、中割幕、大黒幕、ホリゾント幕を吊ることが可能な 計画とする。

幕設備は大ホールの形態を考慮し、効果的に使用することができる適切な数量を計画する。 幕自体は備品とする。

<舞台機構設備操作卓>

安全、適切に操作を行える場所に設置できるように、移動型操作卓として計画する。

舞台機構操作卓の接続コネクターボックスは舞台両袖に計画する。

操作上支障の無いように、機器の作動状況や各種情報を表示する液晶モニターを必要台数 計画する。

操作性に富み、安全性にも十分に配慮した操作卓を計画する。

IDカードを操作卓の操作鍵とし、技能によって操作することのできる設備を制約する機能を備える。

(ウ)床機構設備

電動のオーケストラピット兼前舞台迫を設置する。

2)舞台照明設備

(ア) 基本方針

現代の舞台芸術から古典芸能まで多様な演目に対応できる設備内容とする。

各公演の持込機器対応で、回路の増設が可能なように、電源・移動型調光器等を確保する。

灯体等の吊り込み作業は床レベルで行うことを前提とする。

納入時点で最新の機器を設置すること。

舞台照明全体のシステムは、現時点ではハロゲン球を光源とする灯体を中心に計画するが、 将来のLED導入を念頭に置いたシステムとし、納入時、充分な性能が認められるLED機器を 積極的に導入する。(納入時点で存在しない機器については従来機器としてよい。)

(イ)調光設備

ムービングライト等の使用を想定した機能に配慮した調光操作卓を設置する。

催事によっては最小限の技術スタッフとなる場合も想定し、舞台袖である程度の操作が可能なものとする。

外部からの持込対応も想定し、持ち込み卓用コネクタを設置する。

舞台照明の調光信号線は、イーサネットを基本とし、様々な機器を接続できる計画とする。

充分な直回路を用意する。

調光主幹盤・分電盤、調光器盤で構成する。

舞台芸術の演出に対応した電源容量・調光回路数340以上を確保する。

ムービングライトやLEDライト用の直電源100V、200Vを設ける。

持込用電源盤をギャラリー・舞台の上手・下手に設置する。但し、ギャラリーと舞台はコ モンでも良い。

バックアップ卓を用意すること。(デザイナー卓としても使用可能なものとする。)

(ウ)負荷設備

舞台フロアコンセント、客席コンセント、トーメンター、舞台サスペンションライト、ライトブリッジ、ボーダーライト、ホリゾントライト、客席サスペンションライト、フロントサイドライト、シーリングライト、バルコニーライト、フォロースポットライト等で構成する。

フォロースポットライトは4台+電源対応2台分の電源を確保する。

照明設置作業に配慮した作業灯を設置する。

(エ)移動器具

スポットライト等の照明器具は、基本的な器具を本工事としその他は備品とする。

エフェクトスポット等効果器類はエフェクトスポットライト、エリプソイダルライト等及 び映像設備等を利用できる計画とする。

3)舞台音響設備

(ア)基本方針

【別添8】大ホール舞台音響設備システム図を参考として、受注者の提案によるものとする。

基本的な拡声ができる構成とし、講演会から舞台芸術等まで対応可能な設備内容とする。 複雑な演出や大音量のPAに関しては、持込対応とする。

光配線等のインフラ部分も含め、ネットワークオーディオによるフルデジタルの舞台音響 設備設計とし、納入時点で最新の機器を設置する。

ホールの持つ建築音響と整合性の取れた、生音の響きを生かした電気音響設備とする。アコースティックな音の響きを重視した建築音響とも十分に整合性のとれた設備として計画する。

持ちこみ機材(音響調整卓、DSP架、アンプ、スピーカー等)の設置、固定及び電源供給が十分かつ円滑に行える舞台音響設備設計とする。

(イ)操作機器等

デジタル卓を導入し、可搬性にも配慮する。

入出力回線が多くなる公演では持込の操作卓での対応を前提とする。

舞台袖である程度の操作が可能とする。

(ウ)音響設備

メインスピーカー(プロセニアムスピーカー・プロセニアムサイドスピーカー)を中心に、舞台へのはね返りスピーカー、効果音などをサポートする移動型スピーカー(備品)を配置する。

客席形状を十分配慮し、あらゆる客席に均一な音圧で、明瞭度の高い音を供給することの できるメインスピーカーを計画すること。

音響反射板利用時のアナウンス等でも自然かつ明瞭に聞こえる音響設備とする。

配線の二重化、調整卓の2台設置等のバックアップに配慮する。

スピーカーシミュレーションで確認を行う。

(工)舞台映像設備

プロジェクター(備品)用の電源を設置する。

舞台袖と調整室に映像架を設け、舞台袖での入力機器の複数の切替えができるものとする。 プロジェクター(備品)については、客席照明が点いている状態でも、客席全体から舞台 上スクリーンに投影された文字や図を含む映写面が視認できる明るさを持つものとする。 デジタルハイビジョンビデオHDDデッキ、DVDプレーヤ等をこれからの規格対応に配慮 したうえで機種の選定を行う。

大型スクリーン (備品)を設置し、外部からのライブビューイングが可能な設備を設ける とともに、小ホール及びギャラリーのライブ映像を、相互に放映できる計画とする。

(オ)舞台連絡設備

舞台進行系、舞台系の職種間の連絡を図るため、インターカム等を設置する。

舞台の上演音を各所に供給するためのエアモニターマイクを計画する。

モニタースピーカーを技術諸室、楽屋、ホワイエ等に適切に配置する。

(カ) ITV設備

舞台正面や舞台袖、客席、搬入口等の舞台運営上必要な位置にITVカメラを計画する。 モニターTVをホワイエ、楽屋、舞台袖、技術諸室等の室に適切に配置する。なお、管理 事務室、オープンロビー等においても受信可能なように計画すること。

一般設備で設ける施設運営用ITVと役割分担し、舞台用ITVは必要十分な数を設ける。な

お、舞台用ITVは、遅延防止に配慮した計画とする。

(キ)その他

聴覚障がい者等対応として、磁気ループアンテナを設置する。

大ホール空間内の全てをカバーすることのできる赤外線方式または同等の難聴者支援装置 を備品にて計画する。

4)舞台備品(別途工事)

平台関係、伝統芸能関係、式典関係等の備品を設ける。

照明備品はスポットライトを中心に効果器類、ケーブル類等を整備する。

音響備品はマイクスピーカー等や録音再生機器等を設ける。

収納の容易な譜面台(指揮者用及び演奏者用)、指揮者台、演奏者用椅子を用意する。

備品に関しては、移動させる各種台車や収納計画も充分配慮する。

譜面台(指揮者用及び演奏者用)、雛壇などの舞台備品を円滑に運搬できる台車を備える。

納入時点で最新の機器を設置する。

(2)小ホール舞台設備

多くの市民が自ら芸術文化活動の成果を発表・上演するとともに、優れた公演を鑑賞できるものとする。後述、5小ホール系機能(1)基本事項に則った設備とすること。

1)舞台機構設備

(ア)基本方針

吊物配置計画においては、演出の自由度を第一に考えた計画とする。

舞台芸術に関する理解度や習熟度の異なる利用者が、安全かつ効率的に使用することのできる計画とする。

建設時における最新の機器を選定することを基本とするとともに、機能の将来的な拡張性や柔軟性を備えた計画とする。

安全性・操作性に十分に配慮した計画とする。

設備の駆動時等の静粛性に配慮した計画とする。

更新性、メンテナンスの容易性を考慮し、かつ、ランニングコストの低減に配慮した計画 とする。

舞台への入退場を考慮し、舞台下手に仮花道を設置する。

(イ) 吊物機構設備

< 吊物バトン > (6本程度)

駆動方式:電動巻取り式、昇降速度:一定速、レベル設定・表示機能付とする。

一文字幕及び袖幕、大黒幕、ホリゾント幕は吊物バトンに整備し、容易に吊替えが行える 計画とする。

過積載表示機能を備える。

<幕設備>

一文字幕、袖幕(可動側反付属でも可)、大黒幕、ホリゾント幕(スクリーン兼用可)を

吊ることが可能な計画とする。

幕設備は小ホールの形態を考慮し、効果的に使用することができる適切な数量を計画する。 幕自体は備品とする。

<舞台機構設備操作卓>

安全、適切に操作を行える場所に設置できるように、移動型操作卓として計画する。 舞台機構操作卓の接続コネクターボックスは舞台両袖に計画する。

操作上支障の無いように、機器の作動状況や各種情報を表示する液晶モニターを必要台数 計画する。

操作性に富み、安全性にも十分に配慮した操作卓を計画する。

IDカードを操作卓の操作鍵とし、技能によって操作することのできる設備を制約する機能を備える。

(ウ)床機構設備

受注者の提案によるものとする。

2)舞台照明設備

(ア)基本方針

平土間空間はもとより、受注者の提案による小ホール空間に対し、あらゆる角度から床面 に投光することのできる計画とする。

外部からの持込み機器にも柔軟に対応することのできるように、仮設電源盤等の設備を計画する。

(イ)調光設備

主幹はランニングに係る費用の低減と多様化する舞台照明のバランスを考慮したうえで容量を設定する。

調光器は漏電や無負荷、温度異常などを検知することの可能なインテリジェント調光器 (80回路以上)として計画する。

固定の調光器の他にインテリジェント機能を備えた移動型調光器(軽量・静音型:3~6回路/1台)を複数台計画する。全てを移動型とすることも可とするが、その場合は、直回路、信号回路を十分に配置すること。

調光操作卓はデジタル調光卓とし、技術ギャラリーから客席内へ持ち出して操作が行えるように軽量化された操作卓を計画する。

回路数に応じたプリセットフェーダー卓を計画する。

調光操作卓は実行中の舞台照明のバックアップが行える機能を備える。

舞台袖に遠方簡易操作盤を計画する。

舞台照明の調光信号線は、DMXを基本としてイーサネットの使用も検討する。 充分な直回路を用意する。

(ウ)負荷設備

サスペンションライト、ボーダーライト(充分な光量を持った調光可能な作業灯でも可)、 ホリゾントライト、客席照明等を適切に配置すること。ただし、移動型、固定型等のシステムについては、受注者の提案する空間に合わせたシステムを計画する。

空間内にフロントサイドライト、シーリングスポットライト、フォロースポットライト、

フロアコンセント、ウォールコンセント等の機能を受注者の提案する空間に合わせ、適切 に配置する。

(エ)移動器具

大ホールの考え方を踏襲し、受注者にて提案すること。

3)舞台音響設備

(ア) 基本方針

舞台芸術の創造や上演に対し、十分に対応することのできる拡声・再生・録音機能を備えた音響設備を計画する。

音響システムはデジタルを基本とし、将来の機能拡張やノイズの混入に十分な配慮を行った設備として計画する。

アコースティックな音の響きを重視した建築音響とも十分に整合性のとれた設備として計画する。

(イ)操作機器等

国内で十分な実績を持ったデジタル式の音響調整卓を計画すること。

舞台袖に簡易操作盤を計画すること。

(ウ)音響設備

客席形状を十分配慮し、あらゆる客席に均一な音圧で、明瞭度の高い音を供給することのできるメインスピーカーを計画すること。

客席空間内に、シーリングスピーカーを適切に配置すること。

(工)舞台映像設備

ビデオプロジェクター(備品)用の電源を設置すること。

プロジェクター(備品)については、客席照明が点いている状態でも、客席全体から舞台 上スクリーンに投影された文字や図を含む映写面が視認できる明るさを持つものとする。 デジタルハイビジョンビデオHDDデッキ、DVDプレーヤ等をこれからの規格対応に配慮 したうえで機種の選定を行う。

大型スクリーン (備品)を設置し、外部からのライブビューイングが可能な設備を設ける とともに、大ホール及びギャラリーのライブ映像を、相互に放映できる計画とする。

(オ)舞台連絡設備

大ホールに準ずる。

(カ) ITV設備

大ホールに準ずる。

(キ) その他

外部からの持込み機器に柔軟に対応できるように、設置、固定の設備や仮設電源盤等の設備を計画する。

小ホール空間内の全てをカバーすることのできる赤外線方式または同等の難聴者支援装置 を備品にて計画すること。受信器は大ホールと兼用とする。

4)舞台備品(別途工事)

大ホールに準ずる。

4. 大ホール系機能

以下に示す(1)基本事項及び(2)各室計画とともに、【別添3】各室リストの内容を踏まえた施設整備計画とする。

(1)基本事項

大型の舞台芸術の上演機能を備えるとともに、可動式音響反射板を設置し生音の響きを活かすことのできる多目的なホールとする。この大ホールは、多くの市民が優れた芸術文化を身近に鑑賞することを主たる目的とする一方で、市民の芸術文化活動の発表の場としても機能させる。

クラシック音楽・ポピュラー音楽などの音楽芸術やオペラ・バレエ・ミュージカル・演劇・歌舞伎等の舞台芸術など各ジャンルの公演、市民による各種芸術文化活動の発表、市民集会、学校や事業所の式典、大規模大会などの用途での使用とする。

生音の響きが求められるオーケストラによる音楽利用から、本格的な舞台芸術作品の上演 まで、多様な演目に対応することのできる多目的型とする。

楽屋ゾーンは、出演者が舞台へと出入りしやすいよう、可能な限り舞台近くに配置する。 舞台と異なる階で諸室が構成される場合でも、出演者が楽器等を持って乗り込める十分な 大きさの専用エレベーターにより、迅速に舞台への出入が可能な計画とする。

駐車場に近接した位置に楽屋口を設け、主催者等が楽屋ゾーンへと出入りしやすい計画とする。また、各楽屋、廊下及び各室出入口は、衣装や道具等の運搬など、利用状況に応じた十分な天井高を確保する。

楽屋ゾーンから舞台への十分な遮音性を確保する。

(2)各室計画

A - 1

施 設 区 分 大ホール系機能/客席

室 名 客席

規 模 定員:1,100名以上(車いす席を含む)

施設概要

上記(1)基本事項による。

主な開催事業 (1)基本事項による。

室 性 能 NC-20以下

残響時間 (500Hz、満席時) は、次の数値を目標とする。

音響反射板設置時:1.6秒以上

音響反射板を設置しない時:1.0~1.5秒以内

施設の仕様

座席数は1,100席以上とし、全ての席からの視認性を確保する。

3層構造以内の客席空間とする。

客席空間の内装及びデザインは小田原市の顔となるよう、上質で居心地がよく、 落ち着いた空間となるよう配慮する。

1階席のみを使い、700~800席程度の中ホール的な利用も想定する。なお、中ホール的利用時は、2階席以上への立ち入りを禁止できるなど、動線の配慮を行う。 舞台から1階席奥までの最大視距離を考慮する。

各列の横並びは、観客の出入のしやすさや迅速な避難等を考慮し、適切な席数と する。

1階席最後尾を、PAエリアとしても利用できるよう配慮する。

ホール内は反射面・吸音面を適切に設け、直接音や初期反射音が多く得られ、明 瞭度が高く、質の高い音を確保する。

車いす席は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例で規定する席数以上を確保し、2箇所以上に配置する。条例で規定する以上の数については、取外し席での対応も可とする。

椅子は、長時間の着席にも疲れづらく座り心地のよい仕様のものとする。

席番銘板は、座と背の2箇所設け、通路側床に列番号銘板を取付ける。

通路や階段は、歩きやすさに配慮するとともに、避難時のスムーズな移動に十分 留意した計画とする。

持込み機材等による運用時に客席床に配線等が露出しないよう、ケーブルピット により処理する。

上階席の階段や通路等における転倒や落下防止に留意する。

中央付近の座席(1席)近くに、内線用の電話口と電源コンセントを設ける。

大ホールの音響シミュレーションを提示すること。

バルコニーライトは、舞台前端部が照射できること。

A - 2

施 設 区 分 大ホール系機能/客席

室 名 多目的室(親子室)

規 模 定員:6人以上 規模:15㎡程度

施設概要

幼児や児童が鑑賞の妨げとなる場合、保護者と共に一時的に待機するための室。 演出家やプロデューサーなどが演出を確認するために本番を視察するための室。 客席アナウンスや同時通訳、舞台写真の撮影等を行うことのできる室。

主な開催事業 客席に準じる。

施設の仕様

客席の後方で舞台を十分に見渡せる位置に、客席空間と区画した室として計画する。

話声やモニタースピーカーからの再生音などが客席内に漏れない程度の遮音性能 に加えて、子どもがガラス面を叩くことにも配慮した計画とする。

室内照明は、客席照明と連動して調光できるようにする。

舞台からの音をモニターするスピーカーを設ける。

客席アナウンスや同時通訳を行うためのマイク、スピーカー、電源用コンセントを設ける。ただし、それぞれの利用に必要な機器は、備品として計画する。

ITV 設備、インターホン設備、内線電話などの舞台連絡設備を備える。

客席に面する開口部には、遮光できるカーテンを設ける。

A - 3

施 設 区 分 大ホール系機能/ホワイエ

室 名 大ホールホワイエ

規 模 適宜

施 設 概 要 開演前、休憩時間、終演後に観客が交流・休憩するための空間。

主な開催事業 アフタートークイベント・初日パーティーなど、記者発表、 ポスター・舞台美術模型・舞台衣裳などの展示など。

室 性 能 室内騒音低減目標値:NC-40以下

施設の仕様

公演時には、もぎり以後をホールホワイエ(鑑賞者ゾーン)として区画する。 ホールホワイエへの入口部分に、4箇所程度のもぎリスペースと、招待者や関係 者用の同スペースを確保する。

もぎり近くにITV 設備、内線電話等の舞台連絡設備を設置する。

ホールホワイエが複数階にまたがる場合、車いす使用者や高齢者が移動するため のエレベーター等を設置する。

舞台及び楽屋エリアからホールホワイエへの動線を設ける。

各階のホール出入口付近などに大型モニターを設置し、休憩時間等の表示を行う。

客席に持ち込みづらい鑑賞者の荷物等を預かることのできるクロークを設置する。

鑑賞者へ飲食サービスを行うためのドリンクコーナーと飲食のためのスペースと してカウンターや必要な設備を設ける。

- ・ドリンクコーナーは、ソフトドリンク及びアルコール類、調理の必要のないケー キやサンドイッチなどの軽食を提供する。
- ・返却用のワゴンをカウンター横に設けるなど、混雑を緩和できるよう配慮する。
- ・ドリンクコーナーはホワイエの主階で利用しやすい配置とし、上階など他の階の ホワイエからも分かりやすい工夫を行う。
- ・主催者等関係者の打上げ利用も想定する。

客席の主階に確保し、ホールへのアプローチ空間としてふさわしいハレの場とする。

開場時や幕間等で観客がくつろぎ、休憩できる空間としてベンチ等を配置する。 内装は、鑑賞者が鑑賞以外の時間を過ごすのに相応しいデザインとする。

大ホールホワイエ空間については、小田原市の顔となる施設であるということに 十分な配慮を行ったうえで、使用する内装材などを選定することが求められる。

A - 4

施 設 区 分 大ホール系機能/ホワイエ

室 名 主催者控室

規 模 適宜

施設 概要 主催者の表周リスタッフの控室、休憩やチラシ折込等の作業スペース。

施設の仕様

ITVモニター、モニタースピーカー、内線電話などの舞台連絡設備を備える。

A - 5

施 設 区 分 大ホール系機能/ホワイエ

室 名 レセプショニスト控室

規 模 適宜

施 設 概 要 客席案内係を配置する催事の際の控室、その他スタッフ控室。

施 設 の 仕 様 ITVモニター、モニタースピーカー、内線電話などの舞台連絡設備を備える。

A - 6

施 設 区 分 大ホール系機能/ホワイエ

室 名 ホワイエ備品庫

規 模 適宜

施 設 概 要 椅子、テーブル、サイドスタンド、ポスタースタンド、ベルトパーティション、子供用クッション、傘立て等のホールホワイエ備品の収納 室。

施 設 の 仕 様 適宜分散配置可とする。

A - 7

施 設 区 分 大ホール系機能/ホワイエ

室 名 鑑賞者用トイレ

規 模 適宜

施 設 概 要 ホールの鑑賞者専用のトイレ。

施設の仕様

複層階にわたるホールホワイエに各階の客席数に応じた便器数を適宜設ける。 鑑賞者の列がホールホワイエ内に大きくはみ出すことのないよう配慮する。 男女別に加え、みんなのトイレを各階ホールホワイエに1ヶ所以上設ける。また、 その内の1ヶ所以上に大人用折り畳みベッド及びオストメイトを計画する。 衛生器具数は、待時式利用と公演による男女比の変動に配慮して、適切なサービ スレベルになるよう算出する。

女子便器数は、「空気調和・衛生学会衛生器具の適正器具算定法」に示すホー

ル・劇場の適正器具数レベル1以上を満たすものとする。

男子便器数は、「空気調和・衛生学会衛生器具の適正器具算定法」に示すホール・劇場の適正器具数レベル2以上を満たすものとする。

大便器は、洋式便器で洗浄式便座及び便座ウォーマー付きとする。

女子トイレ内には、パウダーコーナーを設ける。

高齢者、子ども、障がい者に配慮した計画とする。

聴覚障がい者に緊急時を知らせるパトライトの設置を計画する。

視覚障がい者をみんなのトイレに誘導するための音声誘導設備を計画する。

ベビーチェア付きブース、ベビーベッドを適宜計画する。

扉の開閉によりプレート角度が変わり、空きが一目で分かる計画とする。

洗面台や小便器前など、傘掛け用フックを設置する。

それぞれのトイレ内にモニタースピーカーを設ける。

A - 8

施 設 区 分 大ホール系機能/舞台

室 名 舞台(主舞台・側舞台)

施設概要

フライロフト (舞台上部): 各種の舞台吊物設備や舞台照明設備を設置するため の舞台上部空間。

スノコ:舞台上部に設置するすのこ状の床上で、舞台吊物設備の駆動装置等を設置するとともに、そこから吊物設備を吊下げる。

主舞台: 主たる演技エリアで、観客席から観ることのできる舞台エリア。

側舞台(上手・下手):主舞台の上手、下手に設ける演出を支援するための副舞台。

フライギャラリー:側舞台の上部に設ける演出支援のための作業用通路。主舞台に対し、舞台横側からの投光やスピーカーなどを仮設するための拠点。

主な開催事業 客席に準ずる。

室 性 能 NC-20以下

施設の仕様

舞台床は1階床レベルとし、搬入等の作業性に配慮した計画とする。

主舞台は、幅16.38m(9間)以上×奥行最大18.2m(10間)程度とする。奥行きについては、アクティングエリア14.56m(8間)を想定し、支障の無い寸法として受注者にて提案すること。

側舞台は、上手:幅8.19m(4.5間)×奥行14.56m(8間)以上、下手:幅10.01m(5.5間)×奥行14.56m(8間)以上とする。

アクティングエリア幅14.56m (8間)×奥行14.56m (8間)を想定し、各客席から 充分に鑑賞できる客席計画とする。

プロセニアムの開口は、幅16.38m (9間)以上、高さ12.12m (40尺)以上とする。

音響反射板利用時に、舞台と客席が一体の空間になるように計画する。

舞台袖には手洗いや掃除用流しを設置する。

トラスなど長尺物の搬出入がスムーズにできるようにする。

スノコ(フライギャラリー)下部で9.3m以上を確保する。

舞台技術者がスノコレベルへ移動するための階段・エレベーターを設置する。 字幕装置用の電源を用意する。

A - 9

施 設 区 分 大ホール系機能/舞台

室 名 オーケストラピット

規 模 80㎡程度

施 設 概 要 客席前方に設けられるオーケストラ等の演奏スペース、前迫。

主な開催事業 客席に準ずる。

施設の仕様

昇降により、主舞台の前舞台及びオーケストラピットになる計画とする。

前舞台及びオーケストラピットとして使用する際の、可動椅子の収納場所は受注者にて提案すること。

オーケストラピットへは、1階客席部からのアクセスを可とする。

オーケストラピットを設置した際、客席からオーケストラピット内に転落しない ようオーケストラピット手摺を設ける。オーケストラピット手摺は、手動で安全 かつ簡便に移動と設置ができる仕様とする。

A - 10

施 設 区 分 大ホール系機能/舞台

室 名 舞台備品庫

規 模 60㎡程度

施 設 概 要 大道具備品、舞台照明機器、舞台音響機器等の収納庫。

施設の仕様

舞台と同じレベルで、舞台に近接する位置に計画する。搬出入用エレベーターを 設置する場合は、それらに乗せやすい位置に計画する。その他、搬入動線には、 段差を生じさせない。この動線は、滑りにくく円滑に重量物を移動でき、傷つい ても補修しやすい仕上げとする。

天井高さは、舞台備品を容易に収納できるよう有効 4m以上確保する。

扉幅及び高さは、3m以上とする。

大道具備品を十分に収納できる室形状・広さを確保し、備品を簡便に取り出せる 構造とする。

A - 11

施 設 区 分 大ホール系機能/舞台

室 名ピアノ庫

規 模 適宜

施設概要ピアノ専用の保管庫。

施設の仕様

ピアノの移動距離を極力短くするため、舞台に近接する位置に計画する。

フルコンサートピアノを 2 台以上保管できる広さを確保する。また、ピアノ椅子 や専用移動台車も収納できるものとする。

ピアノの保管に適切な温度・湿度を常時維持・調節することのできる空調設備 (24 時間稼働)を計画する。

ピアノの移動時に傷つけることのないよう壁にクッション材を設置する。

ピアノ庫内で調律を行うことを想定し、遮音・吸音性能及び適切な照度を備える。

大小ホールのピアノ庫を兼用する場合は、スムーズな移動に配慮する。また、その場合、大ホール用として2台、小ホール用として1台分のスペースを確保する。

A - 12

施 設 区 分 大ホール系機能/舞台

室 名 照明音響備品庫

規 模 適宜

施 設 概 要 照明器具やスピーカー等の保管庫。

施設の仕様適宜

A - 13

施 設 区 分 大ホール系機能/舞台

室 名 調光盤室

規 模 適宜

施設概要舞台照明設備の調光盤を設置するための室。

施設の仕様

負荷のバランスを考慮した位置に設置する。また、調光操作室及び舞台袖からアクセスしやすい位置に計画する。

機器稼働時の発熱をコントロールするための空調設備を設ける。

機器の稼働音や振動が客席に影響を及ぼさない計画とする。

インターホンや内線電話などの舞台連絡設備を備える。

A - 14

施 設 区 分 大ホール系機能/舞台

室 名 アンプラック室

規 模 適宜

施設概要舞台音響設備のアンプなどを設置する室。

施設の仕様

スピーカーの配置を考慮した位置に設置する。また、音響調整室及び舞台袖から

アクセスしやすい位置に計画する。

機器稼働時の発熱をコントロールするための空調設備を設ける。

機器の稼働音や振動が客席に影響を及ぼさない計画とする。

インターホンや内線電話などの舞台連絡設備を備える。

A - 15

施 設 区 分 大ホール系機能/舞台

室 名 大ホール荷捌き

規 模 40㎡程度

施 設 概 要 大ホール専用の搬入口(舞台の利用に伴い使用する)。

施設の仕様

11tトラック1台(ガルウィング車両)が雨天でも支障なく荷下ろしができるだけ の広さと高さを確保する。また、大型コンテナ(背高タイプを含む)の搬出入に も支障のない構造とする。

待機スペースを1台分確保する。

舞台と同一レベルとする。

荷捌きを経由して外部騒音が舞台に影響しないよう各所に十分な遮音扉を設ける。

荷捌きの有効天井高さは、駐車部(ガルウィング開放時)で 5.5m以上とし、それ 以外の部分では4.5m以上とする。

荷下ろしデッキを設ける。荷下ろしデッキと駐車床とのレベル差は、1m 程度とする。

搬入物が接触することで、壁、天井の仕上げが破損することのないよう仕上げ材 の材質に配慮する。また、特に壁の出隅部は、コーナーガードを設ける。

大道具の搬出入に支障のない荷下ろしデッキの一部に、大道具のタッチアップや 搬入物の水洗いのための地流し及び電源を設ける。

叩き場として利用も考慮する。

搬入口の外部には、搬入車両の到着を知らせるためのインターホンを設け、舞台 袖、管理事務室、舞台スタッフ室等との連絡を可能とする。また、舞台袖で搬入 作業の指示が行えるようITVカメラ、インターホン、内線電話などの舞台連絡設備 を設ける。

A - 16

施 設 区 分 大ホール系機能/技術

室 名 調光操作室

規 模 適宜

施 設 概 要 舞台照明設備の調光操作(客席及び舞台照明)を行う室。

施設の仕様

客席後部で、舞台が見渡せる位置に設置する。

プロセニアム開口全てを視認できるサイトラインを確保する。調光操作室直前の

客席や客席通路を行き来する鑑賞者が、サイトラインの障害とならないよう配慮 する。

前面は無色透明ガラスとする。

ガラス面は、清掃等のメンテナンス性を考慮する。

ガラス面からの反射光・写り込みには、十分注意する。

調光操作中の舞台技術者の音声が客席内へ漏れることのないよう操作室と客席間に設ける開口は一定の遮音性能を確保する。また、開口に縦桟を設ける場合、調 光操作に支障のない位置に設置する。同様に、隣接する室内へ音声が漏れること のないよう操作室と隣接室は一定の遮音性を確保する。

舞台仕込み及びバラシ時には、前面開口の一部を開き、直接指示ができる計画とする。

調光操作卓及び周辺機器を十分に配置できる広さを確保する。

調光操作卓を含め、機材を簡便に室外へ運び出すことができるよう計画する。 客席内で調光操作を行う場合に、室内の機材と接続できる接続盤を客席内に設ける。

操作室内は、本番時に調光が可能な照明設備を設ける。

ITVモニター、モニタースピーカー及びインターホン、内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

客席に面する開口部は、完全に遮光できるようカーテンを設ける。

操作室床面は、フリーアクセス床とする。

A - 17

施 設 区 分 大ホール系機能/技術

室 名 音響調整室

規 模 適宜

施 設 概 要 舞台音響設備の音響調整(調整・操作)を行う室。

施設の仕様

客席後部で、舞台が見渡せる位置に設置する。

プロセニアム開口全てを視認できるサイトラインを確保する。音響調整室直前の 客席や客席通路を行き来する鑑賞者が、サイトラインの障害とならないよう配慮 する。

前面は無色透明ガラスとする。

ガラス面は、清掃等のメンテナンス性を考慮する。

ガラス面からの反射光・写り込みには、十分注意する。

音響オペレーターが客席内の音を直接聞きながら音響調整を行うため、操作卓前面は完全に開放できるようにする。ただし、必要時には遮閉し、遮音できる計画とする。同様に、隣接する室内へ音声が漏れることのないよう操作室と隣接室は一定の遮音性を確保する。

調整卓及び周辺機器を十分に配置できる広さを確保する。

調整卓を含め、機材を簡便に室外へ運び出すことができるよう計画する。

客席内で音響調整を行う場合に、室内の機材と接続できる接続盤を客席内に設ける。

調整室内は、本番時に調光が可能な照明設備を設ける。

ITVモニター、モニタースピーカー及びインターホン、内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

客席に面する開口部は、完全に遮光できるようカーテンを設ける。

調整室床面は、フリーアクセス床とする。

技術者が使用できるトイレなどにも配慮する。

A - 18

施 設 区 分 大ホール系機能/技術

室 名 映像投影室

規 模 適宜

施 設 概 要 プロジェクターを配置し、映像を投影するための室。

施 設 の 仕 様 調光操作室・音響調整室に準ずる。

A - 19

施 設 区 分 大ホール系機能/技術

室 名 フロントサイド投光室(上手・下手)

規 模 適宜

施 設 概 要 客席前部の上手・下手壁面から舞台に対して横方向から投光する拠点。 施 設 の 仕 様

客席前部の上手・下手の壁面に設け、舞台に対して前方横方向からの投光を行う。

舞台や調光操作室から容易にアクセスできる動線を確保する。

灯具の搬出入に支障がない動線を確保する。

それぞれの灯体から舞台床面の主だったエリアに投光することができるものとする。

上演中は基本的に無人であるが、特殊な演出では、ここで灯具を操作しながら投 光することもある。

灯具からの排熱や光が客席に影響ないように配慮する。

インターカムコンセント盤などの舞台連絡設備を計画する。

A - 2 0

施 設 区 分 大ホール系機能/技術

室 名 第1シーリングスポットライト投光室

規 模 適宜

施設概要客席天井部から舞台へ投光する拠点。

施設の仕様

客席天井部に設置し、プロセニアム開口全幅を照射できること。そのため、投光

室は、プロセニアム開口幅と平行に設け、投光開口幅は、プロセニアム最大開口幅以上とする。

舞台や調光操作室から容易にアクセスできる動線を確保する。

灯具の搬出入に支障がない動線を確保する。

投光室前面は、照明器具や色枠などの落下を防ぐために溶接金網又はガラスで区画する。

灯具からの排熱で室内温度が上昇することに配慮した空調設備を設ける。

投光室内は、調光が可能な作業照明設備を設け、三路スイッチとする。

インターカムコンセント盤などの舞台連絡設備を計画する。

A - 21

施 設 区 分 大ホール系機能/技術

室 名 フォロースポットライト投光室 第2シーリングスポットライト投光室

規 模 適宜

施 設 概 要 舞台上の演技者に合わせて、その動きを補足するためのフォロースポットライトの投光及び操作を行う室。

第2シーリングスポットライト投光室は、第1シーリングスポットライト投光室に準じる。

施設の仕様

客席後方の最上部の中央部にフォロースポットライト投光室を計画する。

フォロースポットライト投光室の両脇に第2シーリングスポットライト投光室を計画することも可とする。

フォロースポットライトは、舞台袖からホリゾント幕まで照射できるものとする。 なお、中通路の演者を照射できること。

舞台及び調光操作室からアクセスが容易に行える位置に設置する。

オペレーターが使用できるトイレなどにも配慮する。

オペレーターの操作環境に配慮した空調設備を設ける。

客席とフォロースポット投光室は、無色透明ガラスで区画する。

フォロースポットライトの移動に支障がない床仕上げとする。

灯具の補修や更新時に灯体を容易に搬出入できる動線を確保する。

フォロースポットライトの転倒防止措置を講じる。

投光室内は、調光が可能な作業照明設備を設け、三路スイッチとする。

客席への反射には、十分注意する。

インターカムコンセント盤、内線電話、モニタースピーカー等の舞台連絡設備を 計画する。

A - 22

施 設 区 分 大ホール系機能/楽屋

室 名 小楽屋

規 模 定員:1~3名程度、3室以上、面積合計:45 ㎡以上 楽屋は合計で60名以上の収容人員を確保すること。

施 設 概 要 出演者やスタッフが化粧、更衣、休憩するための室。 主演級の役者、ソリスト、コンサートマスター用の特別楽屋は、 個人での利用も想定する。

施設の仕様

舞台と同じレベルに計画する。舞台にアクセスしやすい位置で、静けさにも配慮 する。

舞台と異なる階に設ける場合、舞台階への直通専用エレベーターを計画する。このエレベーターは、キャリングハンガーなどの備品が乗る大きさを確保する。

小楽屋にふさわしい天井高(有効高さ2.5m以上)を確保する。

室内にトイレ(洗浄式便座・便座ウォーマー付き)、シャワー室、洗面化粧台 (給湯設備有り)を設ける。

収容人数に応じた化粧前(カウンター、鏡、照明、コンセント、帽子棚)、ロッカーを設ける。

休憩するための長椅子やキャリングハンガーを仮置きできるスペースを確保する。

化粧前のコンセントは、ヘアドライヤーの同時利用に対応できる容量を確保する。 また、分電盤は室内に設ける。

備品の畳を敷き込むことができるよう配慮する。

入口扉は、幅1.2m(親子扉)以上、高さは2.4m以上とし、扉の廊下側上部にのれん掛けを設ける。

ITVモニター、モニタースピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。 各楽屋で個別調整が可能な空調設備を設ける。

A - 23

施 設 区 分 大ホール系機能/楽屋

室 名 中・大楽屋

規 模 定員:10~12名程度、3室以上、面積合計:80 ㎡以上 楽屋は合計で60名以上の収容人員を確保すること。

施 設 概 要 出演者やスタッフが化粧、更衣、休憩するための室。 助演者、公演主催者側のスタッフ等の楽屋。

施設の仕様

できるだけ多くの室を舞台と同じレベルに設け、舞台にアクセスしやすい位置に 設置する。

舞台と異なる階に楽屋を設ける場合、舞台階への直通専用エレベーターを計画する。このエレベーターは、キャリングハンガーなどの備品が乗る大きさを確保する。

楽屋にふさわしい天井高(有効高さ 2.5m 以上)を確保する。

収容人数に応じた化粧前(カウンター、鏡、照明、コンセント、帽子棚)、ロッ

カーを設ける。

休憩するための長椅子やキャリングハンガーを仮置きできるスペースを確保する。

化粧前のコンセントは、ヘアドライヤーの同時利用に対応できる容量を確保する。また、分電盤は室内に設ける。

カーテンで仕切ることのできる更衣スペース(姿見、照明付)を設ける。

洗面化粧台(給湯有り)を設ける。水栓は、シャンプーが可能なヘッドとする。 備品の畳を敷き込むことができるよう配慮する。

入口扉は、幅1.2m(親子扉)以上、高さは2.4m以上とし、扉の廊下側上部にのれん掛けを設ける。

ITVモニター、モニタースピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。 各楽屋で個別調整が可能な空調設備を設ける。

大人数利用への対応として、他機能の部屋を、一時的に楽屋利用できる計画とする。

A - 24

施 設 区 分 大ホール系機能/楽屋

室 名 楽屋口・楽屋事務室

規 模 適宜

位置については、1階とする。

施 設 概 要 楽 屋 口:出演者及び公演関係者のための専用の出入口。

楽屋事務室: 楽屋エリアへの出入り確認と楽屋管理、外部者対応のための室。

施設の仕様

楽屋口は、大道具の搬入動線に干渉しない独立した位置に計画する。

楽屋事務室には、楽屋エリアへの出入りを確認するための受付カウンターを備える。

楽屋事務室には、ITVモニター、モニタースピーカー、インターホン、内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

楽屋事務室付近に出演者やスタッフの在室を確認するための着到板を設ける。

楽屋階に直接アクセスできる専用エレベーターを設ける。

楽屋から出演者の駐車場へのアクセス動線に配慮する。

A - 25

施 設 区 分 大ホール系機能/楽屋

室 名 楽屋倉庫

規 模 適宜

施設概要楽屋関係で使用する備品や消耗品の収納庫。

施設の仕様

舞台スタッフ室及び楽屋に近接する位置に設置する。

収納品を簡便に取り出しやすい構造とする。

A - 26

施 設 区 分 大ホール系機能/楽屋

室 名 楽屋トイレ

規 模 適宜

施 設 概 要 楽屋エリア専用トイレ

施設の仕様

楽屋トイレは、小楽屋利用者以外を対象に設置する。楽屋エリアが複数階にわたる場合には、適宜各階に設置する。また、舞台付近に1カ所設置する。

トイレは、洗浄式便座及び便座ウォーマー付きとする。

手洗いは、給水・給湯設備、ペーパータオルホルダーを設ける。

男女別に加え、車いす使用者が使用できるみんなのトイレを適宜設置する。

衣裳を着た出演者の利用に配慮した扉やブースの広さとする。

聴覚障がい者に緊急時を知らせるパトライトの設置を計画する。

視覚障がい者をみんなのトイレに誘導するための音声誘導設備を計画する。

モニタースピーカーを設置する。

A - 2 7

施 設 区 分 大ホール系機能/楽屋

室 名 楽屋シャワー室

規 模 適宜

施 設 概 要 楽屋エリア専用シャワー室。

施設の仕様

シャワー室を男女別に各2ブース、合計4ブース程度設ける。それぞれのシャワー 室には、個別に脱衣室を設ける。

給水・給湯設備を設ける。

A - 28

施 設 区 分 大ホール系機能/楽屋

室 名 アーティストラウンジ

規 模 適宜

施 設 概 要 楽屋利用者の休憩・歓談や外部者と面談などするスペース。

施設の仕様

楽屋エリアの一部に計画する。

給湯設備(電気式湯沸し器を設ける)及び流しを設け、飲食も可能なスペースとする.

ケータリングなどの利用も可能とし、そのために必要なコンセントなどを設ける。

自動販売機が設置できるスペースとコンセント設備を設ける。

ITVモニター、モニタースピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

A - 29

施 設 区 分 大ホール系機能/楽屋

室 名 グリーンルーム

規 模 適宜

施 設 概 要 出演者同志の歓談や来客(支援者等)との面談などをするスペース。

施設の仕様

楽屋に近い位置に計画する。

手洗いは、給水・給湯設備を設ける。

ITVモニター、モニタースピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。 スタッフ控室、楽屋など、多目的な利用ができる計画とする。

A - 30

施 設 区 分 大ホール系機能/楽屋

室 名 洗濯・乾燥室

規 模 適宜

施 設 概 要 施設利用者の衣裳や小道具を洗濯する。

施設の仕様

楽屋に隣接した位置に計画する。

二層式洗濯機1台以上、一層式洗濯機1台以上、乾燥機2台以上(備品)が設置できるものとする。

大型の衣裳(着ぐるみなど)や布類を手洗いできる大型シンクを1台設ける。

洗濯機を設置できるよう給排水及び給湯設備、コンセントを設ける。

A - 3 1

施 設 区 分 大ホール系機能/楽屋

室 名 出待ちスペース(上手・下手)

規 模 適宜

施設概要楽屋から側舞台に入る上手、下手両方の出入口付近に計画する。

施設の仕様

側舞台に至る廊下の一部に、出演者及びスタッフが出待ちのために溜まることの できるスペースとする。

小道具や持ち道具、ワイヤレス装置などが並べられるスペースを確保する。

出演前の姿や衣裳を確認できるよう照明付きの姿見を設置する。

必要に応じて移動型化粧前などを設置するスペースやコンセントを確保する。

ITVモニター、モニタースピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

A - 32

施 設 区 分 大ホール系機能/楽屋

室 名 給湯室

規 模 適宜

施 設 概 要 大ホール楽屋利用者用の共用給湯室。 モニタースピーカーを設置する。

A - 3 3

施 設 区 分 大ホール系機能/共通

室 名 廊下・階段

規 模 適宜

施 設 概 要 大ホールエリアを結ぶ廊下及び階段

施設の仕様

楽屋、ホールホワイエといった利用者が限定されるエリアごとに(車いす等でも容易に移動できるよう)必要な縦方向の動線に留意する。

ホール楽屋等の廊下幅は有効2m以上、有効高さ2.5m以上とし、基本的に段差は設けない。

出演者動線は、衣裳やかつら等の小道具を身に着けた状態で移動することから、 可能な限り有効幅を広く、有効高さを高く計画する。特に天井及び壁面からの突 起物(例えば、室名札など)については、十分に配慮する。

床面は、滑りにくい仕上げとし、壁面の出隅は、重量物が接触して破損することがないようコーナーガードや必要に応じてストレッチャーガードなどを設ける。 楽屋エリアへの入退館は1ヶ所に限定し、楽屋事務室で十分に監視できる動線計画とする。

モニタースピーカーを設ける。

5. 小ホール系機能

以下に示す(1)基本事項及び(2)各室計画とともに、【別添3】各室リストの内容を踏まえた施設整備計画とする。

(1)基本事項

市民自らが芸術文化活動の成果を発表・上演することを主な目的とし、その他、優れた公演を鑑賞することもできるホールを目指す。生音の響きを十分に活かすことのできるホールとして計画する。

クラシック音楽・ポピュラー音楽などの音楽芸術やミュージカル・演劇等の舞台芸術など 各ジャンルの公演、バレエやピアノなどをはじめとする市民による各種芸術文化活動の発 表、市民集会、講演会、映像作品の上映などの用途での使用とする。

生音の響きが求められる音楽利用から、舞台芸術作品の上演まで、多様な演目に対応する ことのできる多目的型とする。

楽屋ゾーンは、出演者が舞台へと出入りしやすいよう、可能な限り舞台近くに配置する。 舞台と異なる階で諸室が構成される場合でも、迅速に舞台への出入が可能な計画とする。 楽屋ゾーンから舞台への十分な遮音性を確保する。

(2)各室計画

B - 1

施 設 区 分 小ホール系機能/舞台・客席

室 名 舞台・客席

規 模 定員:移動型客席200席以上、最大300席

施設概要舞台や客席を自由に設定できる平土間式の空間。

主な開催事業

上記(1)基本事項による。

平土間での様々な多目的利用。

大ホールのリハーサル利用。

室 性 能 NC-20以下

施設の仕様

舞台床は1階床レベルとし、搬入等の作業性に配慮した計画とする。

トラスなど長尺物の搬出入がスムーズにできるようにする。

音の響きをもち、また音の響きを制御し音楽的環境と演劇的環境を両立させる計画とする。客席200席(移動客席)以上を構成した状態で、主舞台及び側舞台を構成することのできる平土間空間を計画すること。ただし、演劇利用や音楽利用時における鑑賞条件についても十分に考慮した上で床面のしつらえを工夫する。

主舞台は幅10.92m (6間)×奥行9.10m (5間)以上とする。側舞台は、上手1.82m (1間)、下手2.73m (1.5間)以上とする。

アクティングエリア幅9.10 m (5間)×奥行7.28 m (4間)を想定し、各客席から充分に鑑賞できる客席計画とする。

平土間使用時に大ホールのアクティングエリアに準じた広さを確保する。

舞台想定範囲上部には、小規模でもフライタワーを計画し、バトンの飛び切り高 さを確保する。

仮設プロセニアムの高さは、4.545m(15尺)以上とする。

固定ブリッジ下は、6m以上確保する。

音響反射方策については、受注者の提案とする。

車いす席は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例で規定する席数以上を 確保する。

客席は移動型格納客席200席以上として計画すること。最大300席の設置状態で舞台奥行5.46m(3間)以上を確保する。

移動型格納客席は歩行時の揺れなどに対して十分な強度を持つとともに、簡易に 短時間で設置及び収納ができるように計画する。

席番銘板は、座と背の2箇所設け、通路側床に列番号銘板を取付ける。

通路や階段は、歩きやすさに配慮するとともに、避難時のスムーズな移動に十分 留意した計画とする。

客席空間の内装及びデザインは小田原市の顔となるよう、上質で居心地がよく、落ち着いた空間となるよう配慮する。

天井部には、舞台照明器具や幕設備等を設置することができるとともに、音楽利用を考慮し、建築音響的にも配慮された固定のギャラリーを適切に計画する。 飲食(レセプション、公演打ち上げなど)での使用に支障のないような床仕上げとする。

客席の床にはマルチフロアコンセント(電気及び通信)を、3m間隔で設ける。 小ホールの音響シミュレーションを提示すること。また、残響や音響を調節する 方策を受注者にて提案すること。

B - 2

施 設 区 分 小ホール系機能/舞台・客席

室 名 技術ギャラリー

規 模 適宜

施 設 概 要 舞台照明・音響の操作等を行うスペース。

主な開催事業 客席に準じる。

施設の仕様

移動型格納客席の後方上部及び側部に計画する。

小ホール空間とは区画せずに、ギャラリー形状で構成することも可とする。 舞台照明・音響の操作に支障のない、十分なスペースと天井高さを確保する。 展示利用を想定し、技術ギャラリーの壁へコンセントを3m間隔で設ける。 技術ギャラリーで作業に配慮し、適切な照明等を計画する。

B - 3

施 設 区 分 小ホール系機能/ホワイエ

室 名 小ホールホワイエ

規 模 適宜

施設概要開演前、休憩時間、終演後に観客が交流・休憩するための空間。

主な開催事業 ポスター、舞台衣裳などの展示などもおこなうことがある。

室 性 能 室内騒音低減目標値:NC-40以下

施設の仕様

公演が行われる際には、もぎり以後のエリアを観客ゾーンとして共用エリアと区画すること。ただし、公演が行われていない場合では共用エリアとの区画を無くすことにより、一体的に利用できる計画とすることが望ましい。

舞台及び楽屋エリアからホールホワイエへの動線を設ける。

開場時や幕間等で観客がくつろぎ、休憩できる空間としてベンチ等を配置する。 簡易なレセプションやパーティ等が行われることも想定し、床の仕上げや広さに 配慮する

ITVモニター、モニタースピーカー及び舞台連絡設備を設けること。 給湯スペースを計画する。

・流し台に加え簡易な給湯設備を設けるとともに、ポット等を使用するため必要と なるコンセントや換気扇を計画すること。ただし、ガスコンロや電磁調理器等の 設備を設ける必要はない。

・ホワイエ空間とは可動壁若しくは建具等で区画し、給湯スペースを使用しない場合は観客の視線から隠すことができるように設えを工夫する。

市民発表等が多く行われることを考慮し、ハレの場に相応しい空間とする。 小田原市の顔となる施設であるということに十分な配慮を行ったうえで、使用する内装材などを選定することが求められる。

B - 4

施 設 区 分 小ホール系機能/ホワイエ

室 名 多目的室

規 模 適宜

施 設 概 要 多目的利用スペース、主催者控室、休憩やチラシ折込等の作業スペース。

施設の仕様

ITVモニタ、モニタースピーカー、内線電話などの舞台連絡設備を備える。

B - 5

施 設 区 分 小ホール系機能/ホワイエ

室 名 ホワイエ備品庫

規 模適宜

施 設 概 要 椅子、テーブル、サイドスタンド、ポスタースタンド、ベルトパーティ ション、子供用クッション等のホールホワイエ備品の収納室。

施 設 の 仕 様 適宜分散配置可とする。

B - 6

施 設 区 分 小ホール系機能/ホワイエ

室 名 鑑賞者用トイレ

規 模 適宜

施 設 概 要 小ホールの鑑賞者専用トイレ。

施設の仕様

小ホールホワイエ内に客席数に応じた便器数を適宜設ける。

鑑賞者の列がホールホワイエ内に大きくはみ出すことのないよう配慮する。

男女別に加え、みんなのトイレを各階ホールホワイエに1ヶ所以上設ける。また、 その内の1ヶ所以上に大人用折り畳みベッド及びオストメイトを計画する。

衛生器具数は、待時式利用と公演による男女比の変動に配慮して、適切なサービスレベルになるよう算出する。

女子便器数は、「空気調和・衛生学会衛生器具の適正器具算定法」に示すホール・劇場の適正器具数レベル1以上を満たすものとする。

男子便器数は、「空気調和・衛生学会衛生器具の適正器具算定法」に示すホール・劇場の適正器具数レベル2以上を満たすものとする。

大便器は、洋式便器で洗浄式便座及び便座ウォーマー付きとする。

女子トイレ内には、パウダーコーナーを設ける。

高齢者、子ども、障がい者に配慮した計画とする。

聴覚障がい者に緊急時を知らせるパトライトの設置を計画する。

視覚障がい者をみんなのトイレに誘導するための音声誘導設備を計画する。

ベビーチェア付きブース、ベビーベッドを適宜計画する。

扉の開閉によりプレート角度が変わり、空きが一目で分かる計画とする。

洗面台や小便器前など、傘掛け用フックを設置する。

それぞれのトイレ内にモニタースピーカーを設ける。

B - 7

施 設 区 分 小ホール系機能/舞台

室 名 舞台備品庫

規 模 適宜

施設概要大道具備品、舞台照明機器、舞台音響機器等の収納庫。

施設の仕様

舞台と同じレベルで、舞台に近接する位置に計画する。また、搬入動線には、段差を生じさせない。この動線は、滑りにくく円滑に重量物を移動でき、傷ついても補修しやすい仕上げとする。

天井高さは、4m以上の高さの舞台備品を容易に収納できるようにする。

扉幅及び高さは、3m以上とする。

大道具備品を十分に収納できる室形状・広さを確保し、備品を簡便に取り出せる 構造とする。

B - 8

施 設 区 分 小ホール系機能/舞台

室 名 ピアノ庫

規 模 適宜

施設概要ピアノ専用の保管庫。

施設の仕様

ピアノの移動距離を極力短くするため、舞台に近接する位置に計画する。

コンサートピアノを1台以上保管できる広さを確保する。また、ピアノ椅子や専用 移動台車も収納できるものとする。

ピアノの保管に適切な温度・湿度を常時維持・調節することのできる空調設備 (24 時間稼働)を計画する。

ピアノの移動時に傷つけることのないよう壁にクッション材を設置する。

ピアノ庫内で調律を行うことを想定し、遮音・吸音性能及び適切な照度を備える。

大小ホールのピアノ庫を兼用する場合は、スムーズな移動に配慮する。

B - 9

施 設 区 分 小ホール系機能/舞台

室 名 小ホール荷捌き

規 模 40㎡程度

施 設 概 要 小ホール専用の搬入口(舞台の利用に伴い使用する)。

施設の仕様

11tトラック1台が雨天でも支障なく荷物の積み下ろしができるだけの広さを確保する。

舞台と同一レベルとする。

搬入口を経由して外部騒音が舞台に影響しないよう各所に十分な遮音扉を設ける。

搬入口の有効天井高さは、駐車部で4.5m以上とする。

搬入口には舞台の床と同レベルで荷下ろしデッキを設ける。荷下ろしデッキと駐車床とのレベル差は、1m 程度とする。

搬入物が接触することで、壁、天井の仕上げが破損することのないよう仕上げ材 の材質に配慮する。また、特に壁の出隅部は、コーナーガードを設ける。

大道具の搬出入に支障のない荷下ろしデッキの一部に、大道具のタッチアップや 搬入物の水洗いのための地流し及び電源を設ける。

叩き場としての利用も考慮する。

搬入口の外部には、搬入車両の到着を知らせるためのインターフォンを設け、舞台袖、管理事務室、舞台スタッフ室等との連絡を可能とする。

B - 10

施 設 区 分 小ホール系機能/技術

室 名 機構制御盤・調光盤・アンプラック室

規 模 適宜

施 設 概 要 機構制御盤、調光盤、アンプ等の各設備について適切な場所に計画する。ただし、全ての調光器を移動型で計画する場合には、調光盤室は不要。

施設の仕様

負荷のバランスを考慮した位置に設置する。調整室及び舞台袖からアクセスしや すい位置に計画する。

機器稼働時の発熱をコントロールするための空調設備を設ける。

機器の稼働音や振動が客席に影響を及ぼさない計画とする。

インターホンや内線電話などの舞台連絡設備を備える。

B-2:技術ギャラリーと兼ねる場合は、静穏性に配慮する。

B - 11

施 設 区 分 小ホール系機能/楽屋

室 名 小楽屋

規 模 定員:1~5名程度、2室以上

楽屋は合計で20名以上の収容人員を確保すること。

施 設 概 要 出演者やスタッフが化粧、更衣、休憩するための室。

施設の仕様

舞台と同じレベルに計画。舞台にアクセスしやすい位置で、静けさにも配慮する。

舞台と異なる階に設ける場合、舞台階への直通専用エレベーターを計画する。このエレベーターは、キャリングハンガーなどの備品が乗る大きさを確保する。

外気に直接面し、外気と外光を直接取り入れられることが望ましい。ただし、必要に応じて遮光できるものとする。

天井高(有効高さ2.5m以上)を確保する。

収容人数に応じた化粧前(カウンター、鏡、照明、コンセント、帽子棚)を設ける。

休憩するための長椅子やキャリングハンガーを仮置きできるスペースを確保する。

化粧前のコンセントは、ヘアドライヤーの同時利用に対応できる容量を確保する。また、分電盤は室内に設ける。

カーテンで仕切ることのできる更衣スペース(姿見、照明付)を設ける。

洗面化粧台(給湯有り)を設ける。水栓は、シャンプーが可能なヘッドとする。 備品の畳を敷き込むことができるよう配慮する。

入口扉は、幅1.2m(親子扉)以上、高さは2.4m以上とし、扉の廊下側上部にのれん掛けを設ける。

ITVモニター、モニタースピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。 各楽屋で個別調整が可能な空調設備を設ける。

B - 1 2

施 設 区 分 小ホール系機能/楽屋

室 名 中・大楽屋

規 模 定員:10名程度、1室以上

楽屋は合計で20名以上の収容人員を確保する。

施 設 概 要 出演者やスタッフが化粧、更衣、休憩するための室。 楽屋として利用しない場合は、会議室利用も想定する。

施設の仕様

できるだけ多くの室を舞台と同じレベルに設け、舞台にアクセスしやすい位置に 設置する。

外気に直接面し、外気と外光を直接取り入れられることが望ましい。ただし、必要に応じて遮光できるものとする。

天井高(有効高さ2.5m以上)を確保する。

収容人数に応じた化粧前(カウンター、鏡、照明、コンセント、帽子棚)を設ける。

休憩するための長椅子やキャリングハンガーを仮置きできるスペースを確保する。

化粧前のコンセントは、ヘアドライヤーの同時利用に対応できる容量を確保する。また、分電盤は室内に設ける。

カーテンで仕切ることのできる更衣スペース(姿見、照明付)を設ける。

洗面化粧台(給湯有り)を設ける。水栓は、シャンプーが可能なヘッドとする。 備品の畳を敷き込むことができるよう配慮する。

入口扉は、幅1.2m(親子扉)以上、高さは2.4m以上とし、扉の廊下側上部にのれん掛けを設ける。

ITVモニター、モニタースピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。 各楽屋で個別調整が可能な空調設備を設ける。

B - 1 3

施 設 区 分 小ホール系機能/楽屋

室 名 楽屋口兼楽屋事務室

規 模 適宜

施 設 概 要 楽 屋 口:出演者及び公演関係者のための専用の出入口。

楽屋事務室:楽屋エリアへの出入り確認と楽屋管理、

楽屋の管理及び楽屋外部との応接連絡を行う。

施設の仕様

位置については、1階を基本とする。

楽屋口は、大道具の搬入動線に干渉しない独立した位置に計画する。

楽屋事務室には、楽屋エリアへの出入りを確認するための受付カウンターを備える。

楽屋事務室には、ITV モニター、モニタースピーカー、インターホン、内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

楽屋事務室付近に出演者やスタッフの在室を確認するための着到板を設ける。

B - 14

施 設 区 分 小ホール系機能/楽屋

室 名 楽屋トイレ

規 模 適宜

施 設 概 要 楽屋エリア専用トイレ。

施設の仕様

トイレは、洗浄式便座及び便座ウォーマー付きとする。

手洗いは、給水・給湯設備、ペーパータオルホルダーを設ける。

男女別に加え、車いす使用者が使用できるみんなのトイレを適宜設置する。

衣裳を着た出演者の利用に配慮した扉やブースの広さとする。

聴覚障がい者に緊急時を知らせるパトライトの設置を計画する。

視覚障がい者をみんなのトイレに誘導するための音声誘導設備を計画する。

モニタースピーカーを設置する。

B - 15

施 設 区 分 小ホール系機能/楽屋

室 名 楽屋シャワー室

規 模 適宜

施 設 概 要 楽屋エリア用シャワー室。

施設の仕様

給水・給湯設備を設ける。

B - 16

施 設 区 分 小ホール系機能/楽屋

室 名 洗濯・乾燥スペース

規 模 適宜

施 設 概 要 施設利用者の衣裳や小道具を洗濯する。

施設の仕様

楽屋に隣接した位置に計画する。

洗濯機(備品)を設置できるよう給排水及び給湯設備、コンセントを設ける。

B - 17

施 設 区 分 小ホール系機能/楽屋

室 名 給湯室

規 模 適宜

施設概要小ホール楽屋利用者用の共用給湯室。

モニタースピーカーを設置する。

B - 18

施 設 区 分 小ホール系機能/共通

室 名 廊下・階段

規 模 適宜

施 設 概 要 小ホールエリアを結ぶ廊下及び階段。

施設の仕様

楽屋、ホールホワイエといった利用者が限定されるエリアごとに(車いす等でも容易に移動できるよう)必要な縦方向の動線に留意する。

ホール楽屋等の廊下幅は有効2m以上、有効高さ2.5m以上とし、基本的に段差は設けない。

出演者動線は、衣裳やかつら等の小道具を身に着けた状態で移動することから、 可能な限り有効幅を広く、有効高さを高く計画する。特に天井及び壁面からの突 起物(例えば、室名札など)については、十分に配慮する。

床面は、滑りにくい仕上げとし、壁面の出隅は、重量物が接触して破損すること

がないようコーナーガードや必要に応じてストレッチャーガードなどを設ける。 楽屋エリアへの入退館は1ヶ所に限定し、楽屋事務室で十分に監視できる動線計画とする。

モニタースピーカーを設ける。

6.展示系機能

以下に示す(1)基本事項及び(2)各室計画とともに、【別添3】各室リストの内容を踏まえた施設整備計画とする。

(1)基本事項

平面作品だけでなく、多様な表現を持つ現代の芸術作品、立体作品や工芸作品の展示に対応できるよう計画する。

多様化するアートシーンに対応できるようにパフォーマンスなど幅広い利用への対応ができるように計画する。

企画(市民)展示を行うことで、市民が恒常的に集い、にぎわいの創出に寄与するととも に、そのにぎわいがギャラリーの外にもあふれ出るような配置計画とする。

(2)各室計画

C - 1

施 設 区 分 展示系機能

室 名 ギャラリー

規 模 200 ㎡以上(下記、施設の仕様 の収納庫は面積に含まない。)

施 設 概 要 芸術作品等を展示するギャラリー。

有料での企画にも対応できるギャラリー。

主な開催事業

芸術作品等の有料企画展示

芸術に関連するワークショップや講演会

小規模コンサート

室 性 能 NC-25~30以下 積載荷重 1,000kg/m2

施設の仕様

ギャラリーは正形とし、有効天井高4.0m以上を確保し、床面はフローリングにて 計画する。

小規模コンサートとしての使用も想定する。

大型スクリーン (備品)を設置し、外部からのライブビューイングが可能な設備を設けるとともに、大ホール、小ホールのライブ映像を放映できる計画とする。ギャラリー内を50~60㎡/区画で複数の区画に分割し独立して使用できるようにすることで、多様な使い方に対応する。なお、分割は可動展示パネルで行う計画とする。

- ・各区画ともNC-40以下とする。
- ・各区画で、常に温湿度調整が可能な計画とする。温湿度調整は各区画内のリモコ

ンにより行う。

- ・各区画内で、壁面全周及び中央部(2m×2m)に格子状にピクチャーレール・照 明レール及び電源を配置する。
- ・各区画内にマルチフロアーコンセント(電気及び通信)を配置する。 可動展示パネルの収納庫を設置する。

壁は、釘打ちが可能で、補修が容易な仕上げを受注者にて提案すること。 小ホールとオープンロビー等と併せて550㎡以上の展示面積を確保する。

C - 2

施 設 区 分 展示系機能

室 名 ギャラリー準備室

規 模 50 ㎡程度

施 設 概 要 企画展示の準備作業・備品保管補完スペース。

施 設 の 仕 様 流し台・作業台を設置する。

C - 3

施 設 区 分 展示系機能

室 名 ギャラリー荷捌き

規 模 適宜

施 設 概 要 ギャラリー用の搬入口。

施設の仕様

中型トラック (4tロングトラック程度) 1 台が雨天でも支障なく荷物の積み下ろしができるだけの広さを確保する。

適宜、コーナーガードを計画する。

7. 創造系・支援系機能

以下に示す(1)基本事項及び(2)各室計画とともに、【別添3】各室リストの内容を踏まえた施設整備計画とする。

(1)基本事項

市民が芸術文化の創造活動を行う場として、また、その日常的な活動を支援するための機能を備えた諸室を計画する。

「見る」「見られる」の関係を意識し、共用部や外部から見えるように工夫する。

(2)各室計画基本事項

D - 1

施 設 区 分 創造系・支援系機能

室 名 中スタジオ

規 模 100 ㎡以上

施 設 概 要 小規模の練習やリハーサルが行える室。

室 性 能 NC-25以下

施設の仕様

壁面を一部ガラス張りとして室外から活動状況が見える等の工夫を行う。なお、 カーテン等により見られないようにできる計画とする。

移動式間仕切りを設置し、2分割して利用できる計画とする。

天井高は3.0m程度とし、機材等を吊るためのパイプ等を設置する。

振動・防音対策として防振遮音床とする。

以下、利用状況に応じた音響・遮音性能を確保する。

<ダンス・演劇練習>

- ・少人数でのバレエやジャズダンス、舞踊、演劇などの練習を行う。
- ・練習に必要な鏡(壁面の一部・収納式)を常設する。
- ・移動式のダンスバーや鏡、ダンスシートなどの備品を備える。

<音楽練習>

- ・アップライトピアノを配置し、小編成の楽団や合唱団、生音の楽器練習など を行う。
- < 小ホールのリハーサル >
 - ・小ホールのリハーサルを行う。

<会議・セミナー>

- ・テーブル、椅子や移動式ホワイトボードなどを備品として備え、各種会議に 利用する。
- ・音響設備を設置し、プロジェクターやスクリーン、パソコン、移動式ホワイトボードなどを備品として備える。

< 楽屋 >

・大ホールや小ホールのイベント時、多数の演者がいる場合は楽屋として利用 する。

< その他 >

・ワークショップルームとしても使用可能な計画とする。

D - 2、3、4

施 設 区 分 創造系・支援系機能

室 名 小スタジオ1、小スタジオ2、小スタジオ3

規 模 各20 ㎡程度

施 設 概 要 ドラムやエレキギターなど電子楽器によるバンド練習や、管楽器等の練習などに利用する。

室 性 能 NC-25以下

施設の仕様

大音量の練習を行うため、十分な遮音性を確保する。

壁面を一部ガラス張りとして室外から活動状況が見える等の工夫を行う。なお、 カーテン等により見られないようにできる計画とする。 利用者が自分たちの演奏の様子を確認できる大型の鏡を壁面に設ける。

アンプ、ミキサー、録音、再生が可能な音響設備をシステムラックにより設置する。

3室の内2室はガラスで各室内が見えるようにする。また、録音用配線孔を設置し、録音スタジオとしての利用を考慮する。また、3室の内1室は発声に対する反射も考慮する。

D - 5

施 設 区 分 創造系・支援系機能

室 名 更衣室

規 模 適宜

施設概要創造系・支援系機能利用者のための男女別更衣室。

D - 6

施 設 区 分 創造系・支援系機能

室 名 トイレ

規 模 適宜

施 設 概 要 創造系・支援系機能利用者用のトイレ。

施設の仕様

男女別に適切な数とする。

男女別に加え、みんなのトイレを設ける。

大便器は、洋式便器で洗浄式便座及び便座ウォーマー付きとする。

女子トイレ内には、パウダーコーナーを設ける。

高齢者、子ども、障がい者に配慮した計画とする。

聴覚障がい者に緊急時を知らせるパトライトの設置を計画する。

視覚障がい者をみんなのトイレに誘導するための音声誘導設備を計画する。

洗面台や小便器前など、傘掛け用フックを設置する。

D - 7

施 設 区 分 創造系・支援系機能

室 名 シャワー室

規 模 適宜

施 設 概 要 創造系・支援系機能利用者用シャワー室。

施設の仕様

シャワー室を男女別に各1ブース、合計2ブース程度設ける。それぞれのシャワー 室には、個別に脱衣室を設ける。

給水・給湯設備を設ける。

D - 8

施 設 区 分 創造系・支援系機能

室 名 給湯室

規 模 適宜

施 設 概 要 創造系・支援系機能利用者用の共用給湯室。

D - 9

施 設 区 分 創造系・支援系機能

室 名 備品・楽器庫

規 模 適宜

施 設 概 要 各室で使用する椅子、テーブル、楽器などの備品を収納する。

施設の仕様

基本的には、使用する備品の種類、数に応じた収納スペースを各室に設ける方針 (各室面積の外で計画)とするが、共用できる備品については集中備品庫を適所 に配置し、貸室利用時の準備、片づけ等に支障のない計画とする。

8. 交流系機能

以下に示す(1)基本事項及び(2)各室計画とともに、【別添3】各室リストの内容を踏まえた施設整備計画とする。

(1)基本事項

市民が日常的に集い、交流する、にぎわいの場として、気軽に訪れ、利用のできるスペースとして計画する。

施設のエントランスとして来館者がくつろぎ、交流できるとともに、イベントやギャラリーとしても活用できる空間を整備する。施設全体の相乗効果によるにぎわいを創出するため、公演がない時でも気軽に利用できるカフェ等を設け、交流やにぎわいが生まれる「場」を形成する。

(2)各室計画

E - 1

施 設 区 分 交流系機能

室 名 オープンロビー

規 模 適宜

施 設 概 要 施設の顔となる機能

全ての来館者の出入り口

イベントやギャラリーとしても活用できる空間

施設の仕様

以下の使用用途を想定した計画とする。

交流空間

- ・施設の顔であり、誰もが訪れやすいものとする。
- ・居心地の良い、落ち着いた空間とし、テーブルや椅子を配置することで、目的が

なくても訪れ、日常的なくつろぎの空間とするとともに、様々な交流が生まれる 空間とする。

- ・施設全体の広報活動に利用する。
- ・デジタルサイネージや昇降バトン等を受注者にて提案すること。

展示及び広告

- ・気軽に文化芸術に触れる機会を提供するため、写真や美術作品の展示を行う。
- ・展示用設備や広告用設備などを受注者にて提案すること。

コンサート

- ・気軽に文化芸術に触れる機会を提供するため、ロビーコンサートを開催する。
- ・ピアノ庫からピアノを搬入できるよう、床面は段差をなくすこと。また、極力ス ロープの無い計画とする。
- ・コンサート用設備について、受注者にて提案すること。

その他要件

- ・メインエントランスからつながるスペースとして配置し、各機能の諸室へと至る 動線の中心となる空間とする。
- ・大勢の観客が一時的に集中するホール公演時などにも配慮した広さとする。
- ・自然光を積極的に取り入れる等の工夫を行い、天井高を確保するなど、魅力的な 空間となるよう配慮する。
- ・フロアーコンセント及びLANを適宜設置する。
- ・コインロッカー、自動販売機コーナー、公衆電話を適宜配置する。

E - 2

施 設 区 分 交流系機能

室 名情報コーナー

規模 80㎡程度

施 設 概 要 インフォメーション、情報コーナーなどの施設。

施設の仕様

施設のインフォメーションや、小田原市の文化芸術に関する情報、他市ホール等の情報を発信する場として計画する。

オープンロビーに面するなど開放的な空間とし、来館者が利用しやすく、管理事 務室の受付カウンターからも見えやすい位置とする。

E - 3

施 設 区 分 交流系機能

室 名 カフェ等

規 模 130㎡程度

施 設 概 要 施設を訪れた人が文化・アートに触れることが出来るような、にぎわい の創出に寄与する施設として計画する。

市民ホール諸施設を利用する市民だけでなく、利用しない市民や観光客等も気軽に立ち寄ることができる、開放的で居心地のよい空間で喫茶・軽食サービスを提供する。

施設の仕様

敷地西側道路(市道0003)やアプローチ空間、オープンロビーとのつながりを考慮した計画とする。

閉館時や夜間も外部から出入りできるようにし、開館時間以外でも営業できる計画とすることも可とする。

内装工事(厨房設備含む)は、別途テナント工事とする。

光熱水費が個別に把握できるよう、計量器を設置する。

館内のイベントやパーティー等でも利用できる配置とする。

E-2:情報コーナーと一体的な空間として提案することも可能とする。

E - 4

施 設 区 分 交流系機能

室 名 利用者用トイレ

規 模 適宜

施 設 概 要 オープンロビー等利用者用トイレ。

施設の仕様

男女別に適切な数とする。

想定する利用者に、支障をきたさない便器数を適宜設ける。

男女別に加え、みんなのトイレを設ける。

大便器は、洋式便器で洗浄式便座及び便座ウォーマー付きとする。

女子トイレ内には、パウダーコーナーを設ける。

高齢者、子ども、障がい者に配慮した計画とする。

聴覚障がい者に緊急時を知らせるパトライトの設置を計画する。

視覚障がい者をみんなのトイレに誘導するための音声誘導設備を計画する。

洗面台や小便器前など、傘掛け用フックを設置する。

E - 5

施 設 区 分 交流系機能

室 名 授乳室

規 模 適宜

施設概要乳幼児連れの利用者のための授乳室。

施設の仕様

プライバシーに配慮する。

ベビーベッドを配置する。

E - 6

施 設 区 分 交流系機能

室 名 倉庫

規 模 適官

施 設 概 要 交流機能備品 (テーブル・椅子等)収納スペース。

9.管理系機能

以下に示す(1)基本事項及び(2)各室計画とともに、【別添3】各室リストの内容を踏まえた施設整備計画とする。

(1)基本事項

市民ホールを管理運営していくために必要な機能を計画する。

(2)各室計画

F - 1

施 設 区 分 管理系機能

室 名 管理事務室

規 模 定員:17名程度 規模:100㎡程度

施 設 概 要 本館の管理機能集約室。

防災センター機能。

災害時維持避難所としての活動拠点。

施設の仕様

利用者の受付や来館者のチェックなど、施設の管理に配慮した配置計画とする。 受付カウンター、執務スペース、打合せスペース、中央監視設備、サーバー室、 給湯スペース等を適宜計画する。

受付カウンター廻りは、チケット購入や利用手続きなどに対応した計画とする。 守衛担当者が待機し、関係者等の出入が把握しやすい位置に計画する。

中央監視盤を設置し、防災センターの機能を備える。

フリーアクセス床とする。

F - 2

施 設 区 分 管理系機能

室 名 スタッフルーム

規 模 20㎡程度

施設 概要 運営スタッフの会議等のためのスペース。 来賓や来客対応の応接室としても利用。

施設の仕様

フリーアクセス床とする。

管理事務室に隣接させる。

F - 3

施 設 区 分 管理系機能

室 名 多目的室

規 模 20㎡程度

施設概要急病人のための救護室。

気分が悪くなった人のための休憩室。

市民ホール利用者の一時的託児スペース。

施設の仕様

フリーアクセス床とする。

簡易ベッドや緊急用ブザーを設置する。

利用しないときは、会議スペースとして使えるようにする。

F - 4

施 設 区 分 管理系機能

室 名 舞台スタッフ室

規 模 定員:4 名程度 規模:適宜

施 設 概 要 施設側スタッフ多目的利用スペース

施設の仕様

小ホールにアクセスしやすい大ホールエリアに設置する。

フリーアクセス床とする。

手洗いは、給水・給湯設備を設ける。

ITV モニター、モニタースピーカー及び内線電話などの舞台連絡設備を設ける。

F - 5

施 設 区 分 管理系機能

室 名 清掃員控室

規 模 適宜

施 設 概 要 清掃員のための控室

F - 6

施 設 区 分 管理系機能

室 名 更衣室・倉庫

規 模 適宜

施 設 概 要 管理事務室のスタッフが利用する男女別の更衣室や、物品等の倉庫

F - 7

施 設 区 分 管理系機能

室 名 トイレ

規 模 適宜

施 設 の 仕 様 主に管理系機能利用者用として、男女別に適切な計画とする。

F - 8

施 設 区 分 管理系機能

室 名 給湯室

規 模 適宜

施 設 概 要 管理系機能利用者用の共用給湯室

施 設 の 仕 様 管理事務室の給湯スペースと兼用可能とする。

F - 9

施 設 区 分 管理系機能

室 名 ごみ置き場

規 模 適宜

施設の仕様

施設内で出たごみを一時保管できるごみ置場を設ける。

一般利用の動線から離れた場所で、施設内から搬出しやすく、ゴミ収集車の寄付きやすい計画とする。ただし、適切な配置計画とすることにより、建物外とすることも可能とする。

清掃用の水栓を設ける。

F - 10

施 設 区 分 管理系機能

室 名 警備員控室

規 模 適宜

F - 11

施 設 区 分 管理系機能

室 名 電気室・空調機械室・EPS・DS・PS等

規 模 適宜

施設の仕様

電気、空調等の各種設備室、各種配管・配線等について、効率的な計画とする。

設備等による周辺への騒音、振動、臭気などの影響がないよう対策を行う。

機器更新やメンテナンスに配慮した計画とする。

電気室には、空調設備を設ける。

10.外構施設

(1)アプローチ広場

お堀端通り(市道0003)沿いについては、前面道路より20m程度の範囲を周辺の景観やにぎわいの醸成に配慮したオープンスペースとして計画する。

アプローチ広場は、以下の点に配慮した縁側のような場として計画とする。

- ・小田原城及び周辺の回遊性を高める。
- ・にぎわいが感じられる。
- ・人々が集い、交流が生まれる。
- ・市民がいつでも気軽に立ち寄り、憩うことができる。

・公演など期待感を高める。

アプローチ広場内に、野外特設ステージが容易に設置でき、各種イベントに柔軟に対応できるスペースを計画する。また、イベント時に安全に利用できる電源等を確保する。 アプローチ広場は、災害時等の一時的な避難スペースとしての利用も想定する。

(2)駐車場、駐輪場

駐車場については、計画敷地内には業務を行う上で必要な台数分を確保し、その他については、周辺の駐車施設の利用を基本とする。なお、車いす使用者用駐車場や、高齢者や障がい者の送迎について配慮した計画とする。

また、駐輪場についても適宜計画する。

(3)周辺の外構

その他の外構についても周囲の環境を反映し将来的な発展を担保するよう、適切な舗材や植栽等によって整備する。

施設整備の各業務の実施

1.共通事項

(1)業務の着手

受注者は、契約締結後14日以内に本書に定める業務(以下「本業務」という。)に着手しなければならない。この場合において、着手とは、設計業務管理技術者が設計業務の実施のため発注者等(発注者、CMrを総称していう。)との打合せを開始することをいう。

(2)発注者の指示

受注者は、本業務について、発注者等の指示に従い円滑に業務を遂行すること。

(3)関連する法令、条例等の遵守

総則.3関係法令・基準等.(1)関係法令等の遵守による。

(4)適用基準等

総則.3関係法令・基準等.(2)適用基準による。

(5)提出書類

- 1)受注者は、発注者等が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を速やかに提出しなければならない。
- 2)受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、発注者等の指示によるものとする。

(6)守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(7)実施体制

1)統括管理技術者

受注者は、契約締結後速やかに、技術提案時に配置を予定した統括管理技術者を選定し、 発注者に通知しなければならない。

統括管理技術者の資格要件は、募集要項4.(4) アによる。

統括管理技術者は、本書の趣旨及び内容を把握し、適正に本業務の遂行すること。

統括管理技術者の下に、設計業務管理技術者及び各設計主任技術者、現場代理人・監理技術者及び各施工主任技術者、工事監理業務管理技術者及び各工事監理主任技術者を配置すること。

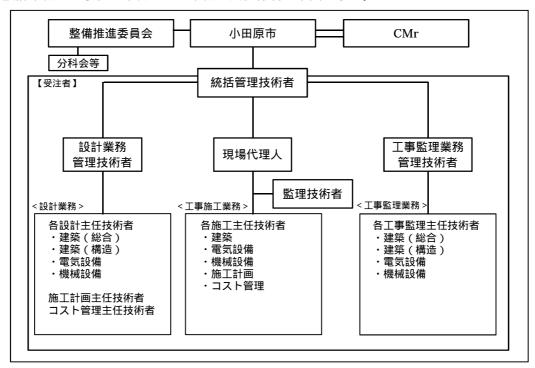
統括管理技術者は、発注者等との協議責任者とし、設計業務管理技術者、現場代理人・監理技術者及び工事監理業務管理技術者を統括し、本業務の推進と相互調整を行うこと。 統括管理技術者は、現場代理人及び監理技術者を兼ねることができる。

本業務の期間中に、統括管理技術者以下の各担当者について、発注者が不適当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。

統括管理技術者以下の各担当者の変更は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・

退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。なお、統括管理技術者以下の各担当者に変更が生じた場合は、発注者等と協議の上、当初予定者と同等以上の資格及び実績等を有する者を選定すること。なお、発注者が、その者を不適当であるとみなした場合、受注者は速やかに適切な措置を講じること。





2)設計業務管理技術者及び各設計主任技術者

受注者は、契約締結後速やかに、技術提案時に配置を予定した設計業務管理技術者及び各設計主任技術者を選定し、発注者に通知しなければならない。

設計業務管理技術者及び各設計主任技術者の資格要件は、募集要項4.(3) ア~オによる。

3)現場代理人・監理技術者及び各施工主任技術者

受注者は、契約締結後速やかに、技術提案時に配置を予定した監理技術者・施工計画主任技術者及びコスト管理主任技術者を選定し、発注者に通知しなければならない。なお、同時に、現場代理人及び各施工主任技術者(建築、電気設備、機械設備)を選定し、発注者に通知しなければならない。

監理技術者・施工計画主任技術者及びコスト管理主任技術者の資格要件は、募集要項4. (4) イ~エによる。

現場代理人及びその他各施工主任技術者の資格要件は、下記による。

<現場代理人>

- ・工事施工業務の開始から工事施工業務の完了まで専任で配置すること。
- ・統括管理技術者及び監理技術者と兼務できるものとする。
- ・一級建築施工管理技士又は、これと同等以上の資格を有すること。
- ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。

- ・平成9年以降に完成、引渡しが完了した、観客席数250席以上の同種又は類似施設の建築 分野の施工に携わった実績があること。
- ・施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常 的な雇用関係にあること。

< 各施工主任技術者 >

- ・各分野ごとに、以下の表に示す資格を有すること。
- ・電気設備と機械設備の担当者の兼務は認めるが、各々必要とされる資格を有すること。
- ・施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な 雇用関係にあること。

分野	必要資格
建築	一級建築施工管理技士
電気設備	一級電気工事施工管理技士
機械設備	一級管工事施工管理技士

4) 工事監理業務管理技術者及び各工事監理主任技術者

受注者は、第 期事業契約締結後速やかに、技術提案時に配置を予定した工事監理業務管理技術者及び各工事監理主任技術者を選定し、発注者に通知しなければならない。

工事監理業務管理技術者及び各工事監理主任技術者の資格要件は、募集要項4.(5) ア~オによる。

5)舞台機構、舞台照明及び舞台音響の専門企業

舞台機構、舞台照明及び舞台音響の専門企業については、以下の実績等を有する専門企業を 定め、業務の状況に応じて発注者の承認を得る。

(ア)舞台機構

平成22年度以降の受注実績において、固定席500席以上でプロセニアム形式の劇場・ホールの舞台機構設備工事の施工を直接受託した実績を有すること。

直近の経営事項審査結果通知 機械器具設置工事の総合評価値が910点以上であること。 多彩な演出を可能とする充分な遮音性を持った電動巻取り式の舞台吊物設備で、分速60m 以上の可変速機器の「製造または組立て」「据付け」「調整」「検査」の全てを自ら行っ た実績を有すること。

監理技術者資格者証(機械器具設置工事業に係るものに限る)及び監理技術者講習終了証を有するもの又はこれに準ずる者で機械器具設置工事(工事が完了したものに限る)の担当技術者としての施工経験がある者を配置できること。

(イ)舞台照明

平成22年度以降の受注実績において、固定席500席以上でプロセニアム形式の劇場・ホールの舞台照明設備工事の施工を直接受託した実績を有すること。

直近の経営事項審査結果通知 電気工事の総合評価値が910点以上であること。

インテリジェント型調光設備とデジタル調光卓を含む舞台照明設備「製造」「据付け」

「調整」「検査」の全てを自ら行った実績を有すること。ただし、製造者の100%連結会社は、「製造」の実績を、自らの実績に含められるものとする。

監理技術者資格者証(電気工事業に係るものに限る)及び監理技術者講習終了証を有する もの又はこれに準ずる者で電気工事(工事が完了したものに限る)の担当技術者としての 施工経験がある者を配置できること。

(ウ)舞台音響

平成22年度以降の受注実績において、固定席500席以上でプロセニアム形式の劇場・ホールの舞台音響設備工事の施工を直接受託した実績を有すること。

直近の経営事項審査結果通知 電気通信工事の総合評価値が910点以上であること。

デジタル型の音響調整卓を含む「録音」「再生」「拡声」機能を備えた舞台音響設備及び 舞台進行管理のためのITV設備と連絡設備の「据付け」「調整」「検査」の全てを自ら行った実績を有すること。

監理技術者資格者証(電気通信工事業に係るものに限る)及び監理技術者講習終了証を有するもの又はこれに準ずる者で電気通信工事(工事が完了したものに限る)の担当技術者としての施工経験がある者を配置できること。

6)業務分担

各者の業務分担については、【別添4】業務分担表による。

(8)資料の貸与及び返却

発注者は、本業務に必要な図面及びその他関連資料等(以下「貸与資料」という。)を受注者に貸与するものとする。

受注者は、貸与の必要がなくなった時点で直ちに発注者へ返却するものとる。

受注者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷 した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又 は譲渡してはならない。

(9)関係官公庁等への手続き等

計画通知(建築基準法18条2項)諸手続(昇降機設備工事を含む)は受注者で行う。

中間検査・完了検査及び仮使用承認申請、施工に必要な諸手続、仮設用電力・給排水の引 込み手続、道路その他第三者管理の土地使用の手続等は受注者で行い、その費用を負担す る。

受注者は、上記の他、本業務を実施するために関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を発注者に報告しなければならない。

受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を発注者に報告し、 必要な協議を行うものとする。

受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。

構造計算適合性判定の申請手数料は、発注者負担とする。なお、建築物エネルギー消費性 能適合性判定については、民間の判定機関にて行う場合は受注者の負担とする。その他、 避難安全検証等の受注者の提案に伴う申請は、受注者負担とする。

本設インフラ(電力・給水・下水等)の引込みに関する負担金は、発注者の負担とする。 受注者は、関係官公庁等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、発注者等 に提出すること。

(10) 打合せ及び記録

受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者等と密接に連絡をとり、業務の 方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合 せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

受注者は、発注者等と打合せを行った場合、その都度、打合せ記録を作成し、発注者等の 確認を受けること。

(11)修補

受注者は、発注者から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補 の期限及び修補完了の検査については、発注者の指示に従うものとする。

(12)検査

1)部分払出来高検査及び中間検査

部分払いの請求があった場合、出来高を査定するために発注者が検査を行う者として定め た職員(以下「検査員」という。)が、部分払出来高検査を行う。

工事の中間段階において、履行状況の確認や隠ぺい部となる部分の確認のため、検査員による検査を行う場合がある。

2)法的適合検査

工事施工業務を完了した後、建築基準法第18条第16項の規定による検査を受けること。 その他、必要な法定検査を受けること。

検査及び是正に係る一切の費用は、受注者の負担による。

3)完成検査

本業務の工事施工業務を完了した後、速やかに完成届を提出し、発注者等及び工事監理者による工事の完了の確認後、本市の検査員による完成検査を受けること。

完成検査を行う場所及び日時は、受注者からの完成届による通知後、検査員が決定する。 完成検査日は、当該通知を受けてから14日以内とする。

検査に合格しなかった場合、直ちに是正して発注者の確認を受けなければならない。

4)引渡し

完成検査に合格したときは、発注者の指示に従い、直ちに工事目的物を引き渡さなければならない。

建物引渡し後も、1年間は発注者の求めに応じて、建物の各設備などの調整を行うこと。

5) その他

検査員による検査に際しては、統括管理技術者、現場代理人、監理技術者等、検査員が指 名する者を同席させること。

(13)全体工程表

- 1)受注者は、契約締結後、設計業務着手から工事施工業務完了までの全体工程表を発注者等に提出すること。
- 2)全体工程表は、業務の進捗に合わせて、各業務が必要な時期に適切に行われるよう、相互

- の関連性を検討し記載すること。
- 3)受注者は、提出した全体工程表を変更する必要が生じた場合、発注者等に報告するととも に、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

(14) 関連工事等に係る注意事項

- 1)発注者が発注する業務上密接に関係する関連別途工事等(外構工事、備品工事、テナント工事等)について、その工事が円滑に施工できるよう積極的に協議・調整をすること。
- 2)関連別途工事の発注にあたり必要となる図面等の資料を、発注者と協議の上作成すること。
- 3) 什器・備品等の工事に伴う据付のための基礎工事、下地補強工事などについては、設計業務・工事施工業務の中で遺漏のないよう対応すること。
- 4)発注者は、関連工事等の内容及び図面等を必要に応じて、通知又は貸与する。

(15)発注者業務の支援

- 1)本事業について、発注者による関係者等への説明等が必要な場合、受注者は、発注者等の求めに応じて、必要な資料等を作成するとともに、これらの説明に協力すること。
- 2) 受注者は、発注者が主催する広報活動・説明会等の支援を行うこと。
- 3)整備推進委員会等や市民説明会へ必要に応じて参加し、設計案の考え方や工事の概要等について、説明・質疑応答等に対応すること。

(16)要求水準の確認

- 1)要求水準の確保のための受注者による管理に関する基本的な考え方 受注者は、要求水準を満たすため、基本的に次の項目を2)に示す要求水準確認計画書に 基づいて確認し、設計業務、工事施工業務及び監理業務の管理を行うこと。
 - ・基本設計完了時における基本計画説明書・基本設計図書及び計算書などの確認
 - ・実施設計1及び2完了時における実施設計図書及び計算書などの確認
 - ・各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
 - ・各部位の施工完了時における施工の確認
 - ・全体の施工完了時における施工の確認
 - ・かし点検における施工の確認
- 2)要求水準確認計画書の作成
 - ・受注者は契約締結後速やかに、前記1)を踏まえ要求水準確認計画書(【別添5】要求水準確認計画書(案)を参考に、受注者にて作成すること。)を作成し、発注者に提出し、承諾を得ること。
 - ・要求水準確認計画書には、個別の確認項目ごとに、要求水準の確認の方法と確認の時期、 確認をする者、その他必要な事項を記載すること。
 - ・要求水準確認計画書には、要求水準で定めた各項目を一覧化したチェックリストを添付すること。
 - ・要求水準確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計終 了時、実施設計1及び2完了時、その他必要な時期に適宜変更及び見直しを行うこと。

3)要求水準の確認

- ・受注者は要求水準確認計画書に基づき、設計、監理及び施工の各段階において、要求水準 確認書を用いて要求水準を満たしている事の確認を行った後に、発注者の承諾を得るこ と。
- 4)基本計画説明書・基本設計図書及び実施設計図書の修正
 - ・発注者は、受注者から提出された基本計画説明書・基本設計図書及び実施設計図書の内容が要求水準又は発注者等と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。
 - ・受注者は、基本計画説明書・基本設計図書及び実施設計図書の内容が要求水準又は発注者 等と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、 発注者等に不一致の報告を行ったうえで、自らの責任及び費用負担により速やかに基本計 画説明書・基本設計図書及び実施設計図書の修正を行い、修正点について発注者等に提出 し確認を受けること。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

(17)技術提案の確認

- 1)技術提案の実現のための受注者による管理に関する基本的な考え方 受注者は、技術提案の内容を実現するため、基本的に次の項目を2)に示す技術提案実施 計画書に基づいて確認し、設計業務及び工事施工業務の管理を行うこと。
 - ・基本設計完了時における基本設計報告書及び計算書などの確認
 - ・実施設計1及び2完了時における実施設計図書及び計算書などの確認
 - ・各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
 - ・各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
 - ・全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
 - ・かし点検における計画に基づいた施工の確認
- 2)技術提案実施計画書の作成
 - ・受注者は契約締結後速やかに、前記1)を踏まえ、技術提案実施計画書(【別添6】技術 提案実施計画書(案)を参考に、受注者にて作成すること。)を作成し、発注者に提出 し、承諾を得ること。
 - ・技術提案実施計画書には、プロポーザル時の具体的評価項目ごとに、技術提案の確認の方法と確認の時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。
 - ・技術提案実施計画書には、技術提案で提案した各項目を一覧化したチェックリストを添付 すること。
 - ・技術提案実施計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計終 了時、実施設計1及び2完了時、その他必要な時期に適宜変更及び見直しを行うこと。

3)技術提案の確認

・受注者は、技術提案実施計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、技術提案確認 書及び提出物(書類・模型・パースなど)をもって技術提案の設計及び施工への反映状況 の確認を行い、発注者の承諾を得ること。

4)基本計画説明書・基本設計図書及び実施設計図書の修正

- ・発注者は、受注者から提出された基本計画説明書・基本設計図書及び実施設計図書の内容が技術提案又は発注者等と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。
- ・受注者は、基本計画説明書・基本設計図書及び実施設計図書の内容が技術提案又は発注者 等と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、 発注者等に不一致の報告を行ったうえで、自らの責任及び費用負担により速やかに基本計 画説明書・基本設計図書及び実施設計図書の修正を行い、修正点について発注者等に提出 し確認を受けること。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

2. 設計業務

(1)業務実施時の提出書類

受注者は設計業務の実施に際し、別表1「設計業務実施時の提出書類」に示す書類を発注者に 提出し承認を得るものとする。

(2)業務内容及び成果品

1)基本設計業務

募集要項等及び技術提案書を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、成果図書を作成するために必要な業務を行う。

受注者は、事業契約締結後、設計・建設上の必要に応じて、下記の調査業務を行う。

- ・地質調査
- ・電波障害調査
- ・周辺家屋影響調査

関連する法令、制度及び制約条件を調査し、必要に応じて所管の行政庁等から情報収集を 行い、設計業務に反映させること。

その他基本設計業務内容については、別表2「基本設計業務」による。

なお、基本設計業務を行うにあたっては、以下の内容について検討を行い、基本計画説明書に記載すること。

<本体>

- a.基本計画における「施設整備の基本的な考え方」への対応
- b.動線と管理区分計画
- c.建物のイメージ(外・内)
- d.建築内外装のトータルデザイン・マテリアル計画
- e.配置計画
- f.平面、断面、仕上げ計画、シックハウス対策
- g.面積表
- h.構造計画

i.建築音響計画書

- j.バリアフリーとユニバーサルデザインの採用計画
- k.エネルギーの採用計画
- 1.省エネルギー、環境配慮設計等に関する考え方
- m.防災対策の考え方
- n.上水・下水・電気等の引き込み計画
- o.j,k,l,m,nの検討を基にした電気設備計画
- p. j,k,l,m.nの検討を基にした機械設備計画
- q.サイン計画
- r.イニシャルコスト縮減・ランニングコスト削減計画
- s.関係法令のチェックシート及び関係機関との協議書
- t.その他発注者の指示するもの

< 外構 >

- a.構内動線計画
- b.施設交通計画
- c.駐車台数の検討書
- d.その他の併設施設の配置計画
- e.景観計画(植栽を含む)、モニュメント、サイン計画、外構計画
- f.構内排水(雨水・汚水)幹線計画
- g.その他発注者の指示するもの

< 備品 >

備品については、機能性・耐久性・コスト等に配慮した上で、以下の分類で計画する。 a.大ホール舞台備品

- . 舞台機構備品、 . 舞台照明備品、 . 舞台音響備品、 . 舞台大道具備品 b.小ホール舞台備品
- . 舞台機構備品、 . 舞台照明備品、 . 舞台音響備品、 . 舞台大道具備品 c.大ホール、小ホール、創造系・支援系音楽備品
- d.展示備品
- e.家具什器
- f.その他一般備品
 - 1.外構工事と備品購入の上限8億円(消費税相当額8%を含む税込)以内で実現可能な計画とする。
 - 2.大ホール舞台備品、小ホール舞台備品は、技術提案された大ホール、小ホールが本備品計画に無い追加備品を購入することなく、確実に運営・管理できる計画とする。
 - 3.音楽備品については、【別添9】想定楽器備品によるものとし、品名の記載の無いものについては中級品とする。また、配置する室の大きさを考慮したものとする。
 - 4. 家具什器及び一般備品については、施設のコンセプトや諸室の機能を踏まえ、使

用目的に沿った適切な機能有する物品とし、各室の用途や空間に相応しいデザイン、素材、色合いとなるよう配慮する。機能等を満たしたうえで、提案により、各室の用途や空間に応じた造作家具による代替設置も可とする。

基本設計業務成果品については、別表3「基本設計業務成果品」による。

2) 実施設計業務1

発注者が予定価格を作成することができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として成果図書を作成するのに必要な業務を行う。

実施設計1業務内容については、別表4「実施設計業務」による。

実施設計1業務成果品については、別表5「実施設計書等一覧」及び別表6「実施設計業務成果品」による。

3)実施設計業務2

設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として成果図書を作成するために必要な業務を行う。

実施設計業務内容については、別表4「実施設計業務」による。

実施設計業務成果品については、別表5「実施設計書等一覧」及び別表6「実施設計業務成果品」による。

4)設計意図伝達業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、実施設計図書に基づき、 質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等をする業務を行う。 設計意図伝達業務内容については、別表7「設計意図伝達業務」による。

(3)設計定例会議

発注者と受注者は、原則として隔週に1回、設計内容やスケジュール等の調整を目的として、定例会議を行うものとする。また、それに準じる会議として、各種分科会を定例会議の後に適宜行うものとする。

受注者は会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について都度書面(打合せ記録書等)に記録することとし、記録は、出席者間で相互に確認したものを保管する。 会議会場は発注者が用意する。なお、現場事務所の設置後は、その場所を会場とする

(4)設計業務に関する留意事項

受注者は、設計業務の遂行に当たり、発注者等と協議の上、進めるものとし、その内容について、その都度書面(打合せ記録書等)に記録し、相互に確認する。

設計業務の進捗管理は、受注者の責任において実施するものとする。

受注者は発注者等に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。

発注者等は設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。

受注者は計画通知ほか各種申請業務を行い、申請手続きに関する関係機関との協議内容を 発注者等に報告するとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを発注者に提出す るものとする。

(5)成果品の管理及び帰属

- 1)設計業務における成果品の様式・書式については、事前に発注者等との協議により承諾を得るものとする。
- 2)成果品は全て発注者に帰属し、その管理は発注者が行う。なお、受注者が当該業務に係る成果品、又は計画の一部を第三者に公表する場合は、発注者と協議により承認を受けなければならない。なお、成果品に関する著作権は、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(同法第17条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

3. 工事施工業務

(1)業務実施時の提出書類

受注者は工事施工業務の実施に際し、別表8「工事施工業務実施時の提出書類」に示す書類を 発注者に提出し承認を得るものとする。

(2)業務内容

実施設計業務において作成した実施設計図書に基づき、以下の工事を実施する。

新築工事一式(建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、舞台設備工事)

解体撤去工事一式

なお、業務の実施に当たっては、後述する業務条件等を遵守すること。

(3)施工定例会議

発注者と受注者は、原則として毎週1回、施工内容の確認や工程等の調整を目的として、定例会議を行うものとする。

受注者は会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について都度書面(打合 せ記録書等)に記録することとし、記録は、出席者間で相互に確認したものを保管する。

(4)業務条件等

1)基本条件

受注者は、発注者等と十分打合せの上、工事を進めること。

受注者は、工法、材料、製品等について、その品質、工期及び安全性などの検討を十分に行うこと。また、その工法などが特殊である場合は、あらかじめ発注者と協議し、承諾を得ること。

受注者は、工事施工業務内容に疑義が生じた場合、速やかに発注者等と協議すること。 監督員の立会が必要なものについては、事前に調整及び申請を行うこと。

受注者は、関係者及び関係官公庁等と十分打合せを行うこと。

受注者は、近隣住民、関係者などに対しての工事説明を行うこと。

受注者は、安全管理、災害の防止及び周辺環境の保全に十分配慮すること。

施工状況の確認

-)発注者等が要請した場合、受注者は工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
-)発注者等は必要に応じて、工事現場において施工の確認を行うものとし、受注者はこれに協力すること。
-) 受注者は発注者の指示に従い、工事施工の中間検査を受けること。

2) 工事用電力・用水

本設引込後、引渡までの電力・給水・下水道については、基本料金、使用料金ともに受注者 負担とする。

3)発注者等事務所等

現場事務所内に、発注者等も使用できる会議室(50㎡かつ30人相当)を併設すること。 現場事務所内に、発注者等の事務室(各20㎡程度)設け、必要な備品及び水道光熱を含む 維持管理費を適宜見込むこと。

4)工事保険等

受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)などを対象とする建設工事保険 及び請負業者賠償責任保険などに加入し、その証書の写しを発注者に提出すること。 保険期間は、工事着工日から工事目的物引渡しの日までとする。

工事保険などに必要な一切の費用は、受注者の負担とする。

5)式典費用

諸式典及びその費用負担は、次表による。

式典	費用負担者	摘要
起工式	受注者	会場の設営費一式を共通仮設に見込むこと。発注 者側の出席者として50~60名程度を想定すること。
竣工式	発注者	

6)関連別途工事との調整・協力

受注者は別途工事で本工事と密接に関連する事項や工程管理・安全管理の調整に協力する こと。また、当該工事業者に対して、統括安全衛生管理義務を負うこと。

カフェ等で行うテナント工事について、内装監理を行うこと。

上記に伴い、必要に応じて共用で使用可能な仮設物などの便宜を供与する等その施工へ協力すること。なお、これらに要する費用(現場共益費)の負担については、発注者、受注者及び当該工事の受注者間で協議とするが、それ以外の賦金の請求は一切禁止とする。

7)総合図の作成

受注者は、躯体図作成前に意匠、構造、電気、衛生、空調、昇降機、舞台設備等の工事を含めた総合図を作成し総合調整を行い、監理者の承認を得たうえで、発注者の承認を得ること。

8)モックアップの作成

外装、大ホール・小ホールの内装や客席等については、モックアップを作成し、発注者の承認を得ること。

9)ホール等の性能確認及び必要な対応

大ホール・小ホール・ギャラリー・中スタジオ・小スタジオの音響や照明、舞台機構の稼働 等の所定の性能・機能について、要求水準及び技術提案書に基づく設計内容が確実に性能発 揮できるかどうかテストを行い、発注者の承認を得るものとする。

また、竣工後に行う試聴・試演公演の結果、求められる性能が不足する場合についても必要な対策を行う。

10) 工事中及び竣工建物引渡し時の注意事項

竣工図及び竣工書類は受注者の管理の元で作成し、監理者のチェックを受けたうえで、発 注者の承認を得ること。竣工図は工事完成時に提出すること。

建物引渡し前には発注者・施設管理者・施設使用者に対して、建物及び諸設備の取扱説明書を提出の上、取扱説明を行い、施設使用に支障のないように引渡しを行うこと。

本工事期間中、営業パンフレット用図面作成、写真撮影、市民対応等について発注者に協力すること。

完成・引渡し前に発生する引越に関する打合せや現地確認に協力すること。

11) メンテナンス、アフターフォロー対応

引渡日の概ね2か月前から順次、発注者が定める完成後の施設管理者に対して、竣工後の建物・設備・舞台設備等の稼働に支障が無いよう引継ぎを行うこと。

竣工・引渡日の翌日から3か月間は、発注者及び建物管理者が円滑に施設管理を行えるように建物及び諸設備に関する技術員が迅速に対応可能な体制をとること。

空気調和設備は夏期及び冬期の使用開始前に施設管理者と協議し、再調整を行うこと。 開館行事中は、発注者及び建物管理者が円滑に施設管理を行えるように舞台設備に関する 技術員が迅速に対応可能な体制をとること。

12) 作業時間

作業日は、原則として月曜日から土曜日(祝祭日を除く。)の8時から18時とする。工程上、早出・残業・休日・夜間作業を行う場合は、近隣住民等に十分説明し、その理解を予め得た上で、事前に書面にて監督員に通知し、承認を得る。

ただし、臨機の措置を実施するために本工事の遂行が必要な場合はこの限りではない。この場合、受注者は速やかに監督員に通知する。

なお、近隣対応等の状況によっては、前各項にかかわらず作業日等は変更になる場合がある。

13)施工計画について

受注者は、別途工事業者及び関連工事業者と連携しながら、工事間の取り合いを確認・調整し、工程その他に影響が無いように会議・打合せを主催すること。なお、会議・打合せがあった時は、受注者にて議事録を作成し、発注者等に提出すること。

仮囲いは原則敷地全周とし、工事車両出入口には交通誘導員等を配置して、通行人の安全 を図るとともに、交通障害が起こらないように配慮の上、受注者にて対応すること。

施工期間中は、十分な安全性を考慮し関係者と協議の上、最善の仮設計画を策定・実施すること。

14) 近隣対応について

関係法令に基づき、受注者の責任において本工事着手前に近隣住民への施工計画説明を開催し、必要に応じて工事協定書を締結すること。

本工事において近隣住民・近隣店舗に迷惑・悪影響を及ぼすことがないよう、騒音・振動・塵埃飛散防止・臭気対策・災害防止・交通対策・清掃・セキュリティーには十分配慮

すること。なお、建設用機械については、低騒音・低振動の物を使用すること。また、現場入退出管理、侵入防止は機械警備など万全の設備を施すこと。

工事の騒音・振動については公害防止条例その他諸官庁の規則を守り、騒音・振動が出る恐れのある工事、夜間に行う工事、通行人・近隣住民及びその他関係者に対して影響があると考えられる工事については、事前にスケジュール等を調整の上、受注者が近隣住民及び関係者に作業1週間前迄に周知し、トラブルがないよう施工すること。尚、振動騒音については常時モニタリング可能なよう、万全の設備を施すこと。

本工事に伴う近隣住民及び第三者への対策・対応については、受注者の責任において処理・解決し、その費用を負担すること。

必要に応じて近隣調査を実施すること。

15)解体工事について

解体工事は、低振動・低騒音工法とする。その他の工法による場合は、監理者と協議し適切な対応を行う。また、粉塵飛散防止のため、常時散水を行う。埋設配管等既存設備の事前調査を実施し、解体工事に伴う漏水・停電・設備機能の停止等の事故防止策を徹底する。

仮設・養生計画は、撤去部位に応じて適切で安全な工法とし、災害防止・粉塵飛散防止・ 騒音防止等を徹底すること。

16)建設副産物の発生と抑制と再生材の利用

本工事にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法)、及び「建設副産物適正処理 推進要綱」、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」(建設リサイクル法)に基づき、積極的に再資源化の促進及び再生資材の利用を図ること。

受注者はリサイクル法に基づく国土交通省令による一定規模以上に該当する場合は、再生 資源利用計画書・実施書、及び再生資源利用促進計画書・実施書を作成して、監理者に承 認を得たうえで、発注者に提出すること。

17)建設副産物の適正処理

本工事で発生した建設廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、及び「建設副 産物適正処理推進要綱」に基づき、受注者の責任において適正に処理すること。

受注者が建設廃棄物の処理(収集・運搬・処分等)を行う場合は、処理業者との間で書面による委託契約を結ぶ。その際は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)管理票(マニフェスト)を使用し、適正に処理し、産業廃棄物処理関係報告書を提出し確認を受けること。(各種許可書、処理証明書、処理台帳、回収証明書等)

受注者は建設廃棄物の処理について、「計画書・実施書」を事前に作成して、発注者・監理者に提出すること。

マニフェストによる処理結果は一覧表を作成して発注者、監理者に提出すること。 産業廃棄物の処理方法については、小田原市の条例を遵守すること。

18)ダンプトラック等による過積載等の防止

積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下 請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこととするとともに、本工事対象範囲内に出入りすることのないようにすること。

取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂 等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること

下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たって、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関し、ダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

受注者は、以上のことについて下請業者を指導すること。

4.工事監理業務

(1)業務内容及び提出資料

実施設計図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかを確認する業務を行う。

工事監理業務内容及び提出資料は、別表9「工事監理業務」、別表10「その他工事監理業務」による。

別表資料

別表1「設計業務実施時の提出書類」

	提出書類	部数
	1.設計業務着手届	2部
	2.全体工程表	2部
	3.設計業務工程表	2部
	4.統括管理技術者届	2部
	(経歴書を添付すること。)	ᄼᆔ
	5.設計業務管理技術者及び設計主任技術者等届	2部
	(各種資格、経歴書を添付すること。)	~ DP
	6.設計業務計画書(下記の事項を記載すること。)	
	業務内容	
着手時	業務遂行方針	
	業務詳細工程	
	業務実施体制及び組織図	
	担当技術者等一覧表及び経歴書	2部
	協力者の概要、担当技術者一覧表及び経歴書	~ DP
	業務フローチャート	
	要求水準確認計画書	
	技術提案実施計画書	
	打合せ計画	
	その他、発注者が必要とする事項	

(1) 上記については、監督員と協議の上、省略することが出来る。

別表2「基本設計業務」

衣2:基本設計業務」		NE 25 ⊥ →	
項目		業務内容	
<標準業務> (外構			
1.設計条件等の整理	条件整理	募集要項等及び技術提案書、その他の諸条件を設計条件と	
		して整理する。	
	設計条件の変更等	募集要項等の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容	
	の場合の協議	に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある	
		場合においては、発注者に説明を求め又は発注者と協議す	
		వ 。	
2.法令上の諸条件の調	法令上の諸条件の	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び	
査及び関係機関との	調査	条例上の制約条件を調査する。	
打合せ	計画通知に係る関	基本設計に必要な範囲で、計画通知を行うために必要な事	
	係機関との打合せ	項について関係機関と事前に打合せを行う。	
	諸室・諸元の確定	募集要項等及び技術提案書を基に、発注者が指定する専	
		門家との議論を踏まえ、諸室・諸元の決定を行う。	
	舞台設備の検討・	・舞台設備の基本的な仕様の基本設計への総合的な反映	
	調整、基本設計図	・舞台設備の基本的な仕様を基本設計に反映するための	
	書への反映	各種調整及び整合性の確認	
3.上下水道、ガス、電	力、通信等の供給状況	基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、	
の調査及び関係機関	との打合せ	電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機	
		関との打合せを行う。	
4.基本設計方針の策定	総合検討	募集要項等及び技術提案書に基づき、様々な基本設計方針	
		案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合	
		的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を見直す。	
	基本設計方針の策定	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注	
	及び発注者への説明	者に対して説明する。	
5.基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図	
		書を作成する。	
		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本	
		 設計図書及び施工計画に基づき、提案事業費以内で工事	
		費概算書(工事費内訳明細書を含む。)を作成する。	
7.基本設計内容の発注	当への説明等	基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や	
		進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を	
		確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点に	
		おいて、基本設計図書を発注者に提出し、発注者に対し	
		て設計意図(当該設計に係る設計者の考えをいう。以下	
		同じ。)及び基本設計内容の総合的な説明を行う。	
 <追加業務>			
1.透視図作成			
2.模型作成			
3.関係法令等に係る業績	 务	関係法令等に関する各種申請書類の作成、申請手続き業	
- Indiana Colonia Solan		務及びその他必要な手続き業務	
		計画建物にによる電波障害の想定と対策計画策定する。	
	 ンに関する業務	基本設計における景観のシミュレーションを行う	
5. 景観シミュレーションに関する業務		空子以前にのこの示断のノーコレ ノコンでコノ	

6.コスト縮減検討報告書の作成	設計にあたってコスト縮減対策として有効な事項及び縮
	減効果等をコスト縮減報告書として取りまとめを行う。

別表3「基本設計業務成果品」

設	計の種類	成果図書	部数	概要
1.総合		基本計画説明書	0	۸ o الت
		(土地利用計画、諸室諸元計画書含む)	3	A3 版横
		【基本設計図書】	3	"
		仕樣概要書		"
		特記事項		"
		仕上概要表		"
		面積表及び求積図		"
		敷地案内図		"
		配置図		"
		平面図(各階)		"
		断面図		"
		立面図		"
		各種詳細図		"
		外構図		"
		建築音響計画図		"
		備品計画書		"
2.構造		構造計画説明書	3	"
		構造設計概要書	"	
		電気設備計画説明書	"	
		電気設備設計概要書	"	
4.給排水衛生記		給排水衛生設備計画説明書	"	
## X # T [4] \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		給排水衛生設備設計概要書	"	
		空調換気設備計画説明書	"	
		空調換気設備設計概要書	"	
 6.昇降機等		昇降機等計画説明書		
		昇降機等設計概要書	"	
7.舞台設備	(1)舞台機構設備	舞台機構設備計画説明書	"	
	(), , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	舞台機構設備設計概要書	"	
	(2)舞台照明設備	舞台照明設備計画説明書	"	
	() = 1 15	舞台照明設備設計概要書	"	
	(3)舞台音響設備	舞台音響設備計画説明書	"	
	(372) [[] [] [] [] []	舞台音響設備設計概要書	"	
 8.施工計画及で	' ゾエ事費概算書	工事費概算書	"	
		工事費内訳明細書	"	
		施工ステップ図	"	
		工事工程表	"	
9.その他		透視図		A2 カラ-
		(施設全景鳥瞰レベル、外観図、内観図)	各1	額共
		模型(中間及び完了時)	1	
		関係法規チェックリスト・図及び協議書		適宜
		関係機関の協議に基づく各種申請書	1	通宜
		CONTRACTOR COMMISSION OF THE PROPERTY OF THE P	4 ~ 4	~

	景観シミュレーション結果	3	11
	要求水準確認計画書	3	
	技術提案実施計画書	3	
	コスト縮減検討報告書	3	
	各種技術資料	3	
	各種打合せ議事録	3	
10.電子データ	上記の電子データ(PDF、但し の項目は PDF 及び CAD データ)	3	DVD

- (1) 上記については、監督員と協議の上、省略することが出来る。
- (2)「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは、建築物の設備に関する設計をいう。
- (3) 図面の縮尺については、監督員と協議を行うこと。
- (4) CADデータについては、Auto-CAD及びDXFで提出し、文字化けなく開けること。
- (5) 9.その他に記載の成果図書については、基本設計業務段階における必要な時期に適宜提出することとし、基本設計成果品提出時に監督員と協議し、再度とりまとめの上、提出すること。

別表4「実施設計1、及び実施設計2業務」

項目		業務内容
「「「」」		¥3NL1 T
1. 要求等の確認	発注者の要求等の	 実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確
1. 文づくづくと作品	確認	認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
		基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者の要求等に
	の場合の協議	変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更
	のが一つの加強	が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要があ
		る場合においては、発注者と協議する。
2. 法令上の諸条件	 法令上の諸条件の	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基
の調査及び関係	調査	本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
機関との打合せ	 計画通知に係る関	実施設計に必要な範囲で、計画通知を行うために必要な事項に
成別との打占と	係機関との打合せ	ついて関係機関と事前に打合せを行う。
		基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討
策定	総口(火山)	し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
· 灰龙	宇佐記卦のための	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議
	実施設計のための	
	基本事項の確定	│して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、 │ │ │基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実
	中が記した例の答	施設計のための基本事項を確定する。
	実施設計方針の策	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計
	定及び発注者への	方針を策定し、発注者に説明する。
	説明	
4.実施設計図書の	実施設計図書の作	実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予
作成	成	算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、
		実施設計図書においては、施工すべき建築物及びその細部の形
		状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に
		指定する必要のある施工に関する情報(工法、工事監理の方
		法、施工管理の方法等)を具体的に表現する。
		なお、発注者による設計書作成のための質疑については、迅速
	*!>= t + - "	に対応すること。
	計画通知図書の作	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、
	成	必要な計画通知図書を作成する。
5.概算工事費の検討	・コスト管理	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計
		図書及び施工計画に基づき、提案事業費以内で工事費概算書
		(工事費内訳明細書を含む。)を作成する。
		なお、発注者の指示に従い、専門工事業者見積書(3 者比較
		を基本とする)を提出する。
		技術提案書等に基づき、提案事業費以内の工事費となるよう
		にコスト管理を行う。
6.実施設計内容の発注者への説明等		実施設計を行っている間、発注者等に対して、作業内容や進
		渉状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認す
		る。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実
		施設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図及び
		実施設計内容の総合的な説明を行う。

<追加業務>	T
1.透視図作成	施設外観や主要諸室の透視図を作成すること。透視図は、コ
	ンピューターグラフィックスにて作成すること。
2.模型作成	a.各設計(案)説明時及び b.最終に模型を作成すること。
3.計画通知等の手続き業務	計画通知等の手続きにかかるすべての業務を行う。(建物完
	成までにおける関係官公庁との協議を含む。)
4.関係法令等に係る業務	関係法令等に関する各種申請書類の作成、申請手続き業務及
	びその他必要な手続き業務
5.景観に関する業務	小田原市景観評価委員との協議に関する資料
6.施工計画の作成	実施設計方針に基づき、発注者等と協議の上、施工計画を作
	成する。
7.ライフサイクルコストの試算	・長期修繕計画を含むライフサイクルコスト計画書(案)を
	作成すること。
	・舞台設備も含めた、光熱水費、保守点検、清掃、機械運転
	管理費の試算及びライフサイクルコスト(70年)の試算を
	行うこと。
8. 省エネルギー関係の業務	省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務を行う。
	(CASBEE 等を含む)
9.防災計画	実施設計方針に基づき、発注者等と協議の上、防災計画を作
	成する。
10.コスト縮減検討報告書の作成	設計にあたってコスト縮減対策として有効な事項及び縮減効
	果等をコスト縮減報告書として取りまとめを行う。

実施設計1:上記業務の内、標準業務及び追加業務1.2.4.6.の業務。但し、標準業務4.及び追加 業務6.については、発注者が予定価格を作成するために必要な内容とし、別途協

実施設計2:上記業務の内、標準業務2.~6.及び追加業務1.2.4.6.7.9.10の業務。

上記のうち、追加業務3.5.8の業務区分(第 期事業又は第 期事業)については、受注者の提案により、実施設計1又は実施設計2のどちらかに含めるものとする。

別表5「実施設計書等一覧」

設計の種類	成果	図書
総合	建築物概要書	仕様書(共通・特記)
	仕上表	面積表及び求積図
	敷地案内図	配置図
	平面図(各階)	断面図
	立面図(各面)	矩計図
	展開図	天井伏図(各階)
	平面詳細図	断面詳細図
	部分詳細図	建具表
	サイン図	外構図
	備品計画書	各種計算書
	②その他必要な図書	
構造	仕様書	構造基準図
	伏図(各階)	各部断面図
	標準詳細図	軸組図
	部材断面表	部分詳細図
	構造計算書	その他必要な図書
電気設備	仕様書	敷地案内図
	配置図	受変電設備図
	自家発電(非常電源)設備図	幹線系統図
	電灯、コンセント設備図	動力設備図
	構内電話設備図	携帯電話設備図
	テレビ共同受信等設備図	テレビ電波障害防除設備図
	構内情報通信網設備図	インターホン設備図
	防犯設備図	火災報知設備図
	電気時計設備図	放送設備図
	映像・音響設備図	誘導支援設備図
	②監視カメラ設備図	②構内通信線路設備図
	②構内配電線路設備図	②屋外設備図
	⑤各種計算書	② その他必要な図書
給排水衛生設備	仕様書	敷地案内図
	配置図	機器表
	衛生器具表	給排水衛生設備配管系統図
	給排水衛生設備配管平面図(各階)	消火設備系統図
	消火設備平面図(各階)	排水処理設備図
	給湯設備図	自動制御設備図
	中央監視制御設備図	その他設置設備設計図
	部分詳細図	屋外設備図
	各種計算書	その他必要な図書
空調換気設備	仕様書	敷地案内図
	配置図	機器表
		空調設備平面図(各階)
	그 HUN HX LIM 기기 NVO E-1	

		排煙設備図	自動制御設備図
		その他設置設備設計図	部分詳細図
		屋外設備図	工事費概算書
		各種計算書	その他必要な図書
昇陷	機等	仕様書(特記・設備)	敷地案内図
		配置図	昇降機等平面図
		昇降機等断面図	昇降機監視設備図
		部分詳細図	各種計算書
	舞台機構設備	仕様書(特記・設備)	敷地案内図
舞		配置図	舞台機構設備図
		荷重分布図	各種計算書
台		その他必要な図書	
関	舞台照明設備	仕様書(特記・設備)	敷地案内図
連		配置図	舞台照明設備図
		各種計算書	その他必要な図書
設	舞台音響設備	仕様書(特記・設備)	敷地案内図
備		配置図	舞台音響設備図
		各種計算書	その他必要な図書
屋外	整備図		

- (1) 上記については、監督員と協議の上、省略することが出来る。
- (2)「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは、建築物の設備に関する設計をいう。
- (3) 特記仕様書は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(最新版)」に準拠すること。
- (4) 実施設計1:上記図書の内、発注者が予定価格を作成するために必要な図書とする。 実施設計2:上記図書の全て。(実施設計1の成果品を含む。)

別表6「実施設計業務成果品」

提出図書	部数	概要
【実施設計図書】		別表 5 による
原図	1	A1 版横
縮小原図	1	A3 版横
製本	3	A1 版横
製本(縮小)	3	A3 版横
複写設計図	3	A1・A3 版横
その他必要な書類	3	
【概算工事費検討・コスト管理】	3	
工事費概算書		
工事費内訳明細書		
見積比較表		
見積書 (原本及び写し)		
【透視図・模型】	3	
外観図(視線レベル・鳥瞰レベル・広場)		
内観図(大ホール・小ホール・ギャラリー・中スタジオ・小スタジ		
オ・オープンロビー・その他)		
模型 a.各設計(案)説明時		適宜
b.最終(展示用完成模型)		1/500、1/300
【公官庁申請図書】【景観関連】	別途指示	
各種申請スケジュール		
計画通知図書一式		
関係機関の協議に基づく各種申請書(申請があった場合)		
関係法規チェックリスト・図及び協議書	3	
小田原市景観評価委員との協議に関する資料		
【施工計画】	3	
施工計画書(仮設計画ステップ図、工事工程表)		
【その他報告書等】	3	
要求水準確認計画書		
技術提案実施計画書		
ライフサイクルコスト計画書(案)・計算書		
省エネルギー関係資料(省エネルギー法、CASBEE 等含む)		
防災計画書		
コスト縮減検討報告書		
各種技術資料		
市民への説明に係る資料(説明会の前日までに提出)	適宜	
各種打合わせ議事録	3	A4 版
その他発注者の指示のあったもの	別途指示	
【電子データ】	3	
上記の電子データ(PDF、但し の項目は PDF 及び CAD データ)		

- (1) 上記については、監督員と協議の上、省略することが出来る。
- (2) その他に記載の成果図書については、実施設計業務段階における必要な時期に適宜提出すること。また、実施設計成果品提出時に監督員と協議し、再度とりまとめの上提出すること。

別表7「設計意図伝達業務」

为代, 欧山心西区是来加。	
設計意図を正確に伝えるための質疑応答、	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質
説明等	疑応答、説明等を発注者を通じて工事監理者及び工事施工
	者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意
	図が正確に反映されていることを確認する必要がある部
	材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
工事材料、設備機器等の選定に関する設計	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うこと
意図の観点からの検討、助言等	に合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、
	柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を
	行い、必要な資料作成及び報告等を発注者等に対して行
	う。

別表8「工事施工業務実施時の提出書類」

13120	・上手他上業務実施時の提出者領」	+= W.	, m +
	提出書類	部数	備考
	着工届	2部	現場作業着手前に提出
	計画・実施工程表(2週間・月間・全体)	適宜	
	施工体系図	1部	
	施工体制台帳、下請契約書の写し	1部	建設業法等関係法令に基づき作成すること。
	下請業者選定通知書	1部	下請契約締結後2週間以内に提出
	現場代理人及び監理技術者・主任技術者等届	2部	工事施工業務着手時
	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	1部	契約締結後 1 か月以内に提出
	工事カルテ	1部	着工時及び完了時に提出
	建設リサイクル法関係届出書	3部	申請業務含む。再生資源利用計画(実施)書 再生資源利用促進計画(実施)書 その他各書類
着	総合仮設計画図	3部	現場着工前に提出
時	総合施工計画書	3部	現場着工前に提出
	施工計画書及び施工要領書(各工種)	3部	当該工事着手前に提出
施	工事履行報告書	2部	毎月に提出
市	施工図等(施工図、製作図、カタログ等)		受注者のチェック図を添付する
	製作工程表・もの決め工程表		
	納入仕様書及び品質証明報告書	3部	決定次第速やかに提出 (カタログ、試験成績表とともに提出)
	工事打合簿	3部	適宜
	出荷証明書	3部	又は納品伝票
	産業廃棄物に関する書類	3部	建設廃棄物処理委託契約書、マニフェスト 写し、その他各書類
	材料確認願	2部	適宜
	打合せ記録書	3部	打合せ後、速やかに提出
	各種試験成績書	3部	3311 0 200 200 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
	工事写真		カラー・L版(原版:89×127以上)
	<u>ニザッタ</u> 公官庁届出リスト	2部	
竣工時	竣工図書	1部	黒表紙製本金文字入り(A4判)、 CADデータと共に提出
			・竣工図面一式(原図サイズ) ・機器取扱説明書 ・各保証書、証明書等(原本) ・その他各書類
	竣工図書(分冊)	2部	ファイル綴 ・図面を除く書類の控え
	竣工図二つ折り製本(A1判)、縮小版(A3判)	各3部	背張製本黒文字入り
	完成写真		・カラー、額入り(原版:B2以上) ・カラー、六つ切り(原版:203×254以 上)
I		1	 /

	施工図	2部	CADデータと共に提出
	維持管理業務仕様書	1部	
その他	ライフサイクルコスト計画書	1部	
	要求水準確認計画書		
	鍵リスト及びBOXボックス	1式	
	マスターキー作成	11/	
	検査願		遅滞なく

- (1) 上記については、監督員と協議の上、省略することが出来る。また、上記の他、監督員から指示があった場合には、必要な書類を提出すること。
- (2) CADデータについては、Auto-CAD及びDXFで提出し、文字化けなく開けること。
- (3) 写真については、下記とする。
 - ・原版及びデータと共に提出する。
 - ・営繕工事写真撮影要領最新版(国土交通大臣官房官庁営繕部)連用。
 - ・完成時の撮影は監督員と協議する。
 - ・監督員の指示に従い、施工中のホームページの写真を随時札撮影する。
- (4) 当該建物完成原図のCADデータの著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する ものとする。

別表9「工事監理業務」

引表9'丄事监埋業務」 ┌────────────────────────────────────					
項	目	業務内容			
1.工事監理方針の説	工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監			
明等		理方針について発注者に説明する。			
	工事監理方法変更の	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、発注者と協			
	場合の協議	議する。			
2.設計図書の内容の	設計図書の内容の把	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、			
把握等	握	誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、発			
		注者に報告し、必要に応じて発注者を通じて設計者に確			
		認する。			
	質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、			
		設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機			
		能、性能等を含む。)確保の観点から技術的に検討し、			
		設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。			
3.設計図書に照らし	施工図等の検討及び	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する			
た施工図等の検討	報告	施工図(躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見			
及び報告		本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかにつ			
		いて検討し、発注者に報告する。			
	工事材料・設備機器	設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する			
	等の検討及び報告	工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等に係			
		る製造者及び専門工事業者を含む。) 及びそれらの見本			
		が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、発			
		注者に報告する。			
4.工事と設計図書との!	照合及び確認	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合している			
		かについて、設計図書に定めのある方法による確認のほ			
		か、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から			
		提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じ			
		た合理的方法により確認を行う。			
5.工事と設計図書との!	照合及び確認の結果報	工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図			
告等		書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ち			
		に、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を			
		設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこ			
		れに従わないときは、その旨を発注者に報告する。な			
		お、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由に			
		ついて発注者に書面で報告した場合においては、発注者			
		及び工事施工者と協議する。			
6.工事監理報告書等の	提出	工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、エ			
		事監理報告書等を発注者に提出する。			

別表10「その他工事監理業務」

項	目	業務内容		
1.請負代金内訳書の確	認	工事施工者から提出される請負代金内訳書を確認する。		
2.工程表の検討及び報	 告	工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工		
		│ 程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書		
		 に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検		
		 討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨		
		を発注者に報告する。		
3. 設計図書に定めのあ	る施工計画の検討及	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工		
び報告		 計画(工事施工体制に関する記載を含む。)について、工事		
		│ │ 請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が		
		ー 確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できない		
		おそれがあると判断するときは、その旨を発注者に報告す		
		ప .		
4.工事と工事請負契	工事と工事請負契	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容(設計図書に関		
約との照合、確	約との照合、確	 する内容を除く。)に適合しているかについて、目視による		
認、報告等	認、報告	│ │確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理		
		│ │記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確		
		認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場		
		合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこ		
		れに従わないときは、その旨を発注者に報告する。		
	工事請負契約に定	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確		
	められた指示、検	認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に定めるものを除		
	查等	く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速や		
		かにこれに応じる。		
	工事が設計図書の	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いが		
	内容に適合しない	あり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある		
	疑いがある場合の	場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工		
	破壊検査	事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。		
5.工事請負契約の目的	物の引渡しの立会	工事施工者から発注者への工事請負契約の目的物の引渡しに		
l I		立会う。		
6. 関係機関の検査の立	[会い等	建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を		
		工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に		
		立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、		
		提出する検査記録等に基づき発注者に報告する。		
7.工事費支払いの審	工事期間中の工	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求		
查	事費支払い請求	について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に		
	の審査	審査し、発注者に報告する。		
	最終支払い請求	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事		
	の審査	請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、発注者		
		に報告する。		

添付資料

要求水準添付資料

- 【別添1】小田原市市民ホール整備事業 スケジュール (案)
- 【別添2】リスク分担表
- 【別添3】各室リスト
- 【別添4】業務分担表
- 【別添5】要求水準計画書(案)
- 【別添6】技術提案実施計画書(案)
- 【別添7】大ホール舞台吊物機構設備リスト
- 【別添8】大ホール舞台音響設備システム図
- 【別添9】想定楽器備品